

# 検察審査会事務局職員の事務について

---

## はじめに

本書は、これから検察審査会事務局に勤務することとなる裁判所職員のために、①検察審査会法をはじめとする関係法令の趣旨や目的を、手続の流れに沿って解説することを基本としつつ、②事柄によっては、そのような法の趣旨や目的から導かれる標準的な事務のあり方についても解説したものである。

検察審査会制度は、司法に対する国民参加の一環として、昭和23年以来長らく国民に受け入れられてきた制度である。検察審査会法は、検察審査会事務局の職員には裁判所職員を充てることとしており、検察審査会事務局の職員に期待されていることは、基本的には、裁判所職員に期待されていることと大きく変わるものではない。

もっとも、特に初めて検察審査会事務局に勤務する職員にとっては、検察審査会法という、日頃なじみの薄い法律と深く関わることになるため、その職務に慣れ親しむまでに一定の時間や労力を要する場合が少なくない。

本書を手にとった検察審査会事務局職員としては、まずは①本書に書かれている関係法令の趣旨や目的を理解することで、自らの事務の法令上の根拠を常に念頭に置くようにしていただきたい。そして、②本書に書かれているような、通常、実務でよく行われている事務を行うにあたっては、その事務の根拠だけでなく、目的にも立ち返って、自らの事務のあり方を不断に検証していただきたい。

このような検証を日々重ねていくことが、検察審査会事務局職員としての適正迅速な事務処理につながるものであるし、それこそが、裁判所職員一般に求められていることに通じるものである。

最高裁判所事務総局刑事局

## 目 次

第1章	検察審査会制度概説	1
第1	検察審査会制度の目的	1
第2	検察審査会制度の成立と機能強化	1
第2章	検察審査会	3
第1	検察審査会の組織概要	3
1	検察審査会の設置	3
2	検察審査会の組織及び構成員	3
3	検察審査会の独立性	4
第2	検察審査会事務局及び検察審査会事務官の概要	4
1	検察審査会事務局	4
2	検察審査会事務官	5
第3	裁判所と検察審査会の関係	6
第4	検察審査会事務局相互の関係	6
第3章	検察審査員及び補充員の選定	10
第1	選定手続の概要	10
1	選定手続の流れ	10
2	検察審査員及び補充員の選定に関する事務の集約	13
第2	検察審査員候補者の選定に関する事務	14
1	選挙人名簿被登録者数の通知の受領	14
2	検察審査員候補者の員数の割当通知，本籍照会	14
3	検察審査員候補者名簿の調製	16
4	検察審査員候補者名簿記載通知，質問票の送付	17
第3	検察審査員及び補充員の選定に関する事務	17
1	検察審査会による資格審査のための準備	17
2	候補者の資格審査及び資格異動	22
3	検察審査員及び補充員の選定	23
4	補充員の追加選定	25
第4章	検察審査会の成立と維持及び運営	26
第1	検察審査会の成立	26
1	成立時期	26
2	審査会議の種類	26
3	検察審査員及び補充員の任期及び職務開始時期	27
第2	検察審査員及び補充員の招集に関する事務	27
1	審査会議期日の指定及び招集	27
2	検察審査員及び補充員の出頭確保	28

第3	会長互選会議期日における事務	31
1	権限，義務等の説明・宣誓	31
2	検察審査会長の互選	31
3	包括的議決	33
4	会議録の作成	34
第4	検察審査員及び補充員の欠席，辞職，職務執行停止	34
1	検察審査員及び補充員の欠席	34
2	検察審査員及び補充員の辞職，職務執行停止	35
第5	臨時，補欠の検察審査員の選定	36
1	検察審査員の欠席，辞退等	36
2	臨時の検察審査員の選定	37
3	補欠の検察審査員の選定	38
4	選定録の作成	40
第6	審査会議の不成立	40
1	流会	40
2	小委員会	40
第7	検察審査員及び補充員の任期終了時における留意事項	41
第5章	審査事件の処理に関する事務	42
第1	審査事件の種類	42
1	第一段階の審査事件	42
2	第二段階の審査事件	43
第2	審査の原則	43
1	会議非公開の原則	43
2	事後審査の原則	46
3	書面審査の原則	46
4	審査の順序等	47
第3	審査申立て及び申立て受理に伴う事務	47
1	申立ての方法等	47
2	申立書の調査・補正	49
3	受理手続等	50
第4	審査開始に至るまでの事務	51
1	検察審査会長との連携	51
2	不起訴記録の取寄せ	52
3	不起訴記録に基づく事前の検討	54
4	審査資料の作成	62
5	審査補助員の委嘱の要否についての検討	64
第5	審査開始以降の事務	66
1	除斥事由の有無の確認に関する事務	66
2	事件概要等の説明	68
3	審査資料の収集に関する事務	70

4	提出資料の取扱い	77
5	事件を併合または分離する議決に関する事務	79
6	審査事件会議録の作成	79
第6	議決及び議決書の作成等に関する事務	81
1	評議	81
2	評決	82
3	議決書の作成	87
4	議決書謄本の送付	92
5	議決の要旨	93
6	議決書謄本の交付請求	96
第7	職権審査開始に伴う事務	96
1	職権審査の端緒及び資料の収集	96
2	職権審査開始の基準	97
3	職権審査開始の議決	98
第8	第二段階の審査に伴う事務	98
1	第二段階の審査	98
2	会議録の作成	99
3	議決書の作成	99
第9	指定弁護士	100
1	制度概要	100
2	指定弁護士の職務	100
3	公訴提起義務	100
4	指定取消通知	101
第6章	建議・勧告事件の処理に関する事務	102
第1	建議・勧告の制度概要	102
1	制度の趣旨	102
2	対象となる検察事務の範囲	102
3	建議・勧告における一般的留意事項	102
4	検事正の回答義務	102
第2	建議・勧告の具体的手続	103
1	手続の開始	103
2	審査手続	103
3	議決	103
4	議決後の取扱	103
第7章	旅費、日当及び宿泊料の支給	105
第1	旅費等の内容	105
1	旅費	105
2	日当	107
3	宿泊料	107
第2	旅費等の支給手続及びその留意点等	108

1	請求及び支給に係る手続一般 .....	108
2	検察審査員，補充員に対する支給手続等 .....	108
3	証人や専門的助言者等に対する支給手続等 .....	111
4	審査補助員に対する支給手続等 .....	111

## 第1章 検察審査会制度概説

### 第1 検察審査会制度の目的

検察審査会制度は、検察官の公訴権の実行に関し民意を反映させて、その適正を図ることを目的とする（法1Ⅰ本文）。この目的を達成するため、検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項及び検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項を掌る（法2Ⅰ）こととされている。

ところで、我が国の刑事訴訟法は、刑事裁判の開始について、いわゆる検察官起訴独占主義（刑訴247）、起訴便宜主義（刑訴248）によっている。検察官起訴独占主義及び起訴便宜主義の下では、万一にも、検察官の権限の行使が恣意に流れたり、あるいは主観的には検察官が誠実にその権限を行使していても、客観的にはその判断を誤る場合がないとはいいい切れず、このような場合のための有効なけん制手段が用意されなければ、弾力性に富んだ具体的正義の実現が図られるというこれらの制度の長所も生かされないこととなる。

そこで設けられたけん制手段が、裁判上の準起訴手続（刑訴262以下）と検察審査会制度である。前者は、検察官起訴独占主義の例外として裁判所の付審判決定（刑訴266②）があったときは公訴の提起があったものとみなす手続（刑訴267）であり、後者は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため、選挙権を有する国民の中から選ばれた検察審査員によって検察官の不起訴処分の当否を審査する制度である。<sup>\*1</sup>

### 第2 検察審査会制度の成立と機能強化

検察審査会法は、戦後における検察民主化の一方策として、昭和23年7月5日、衆参両院において可決成立し、同月12日公布、施行された。

その後、平成11年に内閣の下に設置された司法制度改革審議会の意見では、「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」の中で、裁判員制度の導入のほか、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度の導入が提言され、平成16年、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）により、①検察審査会の起訴議決に基づいて公訴が提起される制度の導入（法41の2以下）、②検察審査会が法的な助言を得るための審査補助員を弁護士の中から委嘱することのできる制度の新設（法39の2以下）、③検察審査会が検察事務の改善に関して行った建議・勧告に対する検事正の回答義務の法制化（法42Ⅱ）等が行われ、検察審査会の機能強化が図られた。

<sup>\*2</sup>

本改正は、公訴権行使により直接的に民意を反映させ、公訴権をゆだねられている

\*1 これに対し、検察官適格審査会（検23、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号））は、検察官の身分上の事項について審査する機関で、個々の事件に関する不起訴処分の当否を審査する検察審査会とはその目的を異にする。検察審査会が検察官の不起訴処分に関して議決をしたときに議決書の謄本を検察官適格審査会に送付する（法40）のは、上記議決を検察官適格審査会の審査の参考資料にさせるためである。

\*2 本改正前においては、検察審査会の議決にいわゆる法的拘束力はなく、検察審査会の議決を参考としつつも、公訴を提起するかどうかは最終的には検察官が判断するものとされていた。

検察官が独善に陥ることを防ぐとともに、公訴権行使をより一層適正なものとし、ひいては、司法に対する国民の理解と信頼を深めることを期したものである。

## 第2章 検察審査会

### 第1 検察審査会の組織概要

#### 1 検察審査会の設置

検察審査会を設置すべき場所について、法は、「地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地」（法1Ⅰ）と規定し、各検察審査会の名称及び管轄区域については政令に委任している（法1Ⅱ）。現在、この政令<sup>\*3</sup>に基づいて165庁の検察審査会が設置されており、その具体的内訳は以下のとおりである。

- ・ 地方裁判所本庁所在地（50か所）に67庁  
※東京6庁、大阪4庁、横浜3庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡各2庁、その他各1庁
- ・ 地方裁判所支部所在地（203か所）に98庁

#### 2 検察審査会の組織及び構成員

##### (1) 「官署としての検察審査会」と「行政官庁としての検察審査会」

法は、「検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した11人の検察審査員を以てこれを組織する。」（法4）と規定する。「検察審査会」という用語は、官署としてのそれを指す場合と、行政官庁としてのそれを指す場合とがある。

##### ア 官署としての検察審査会

官署としての検察審査会は、検察審査員11人、補充員11人、検察審査会事務局長を始めとする検察審査会事務局職員及びこれらの者が執務するための物的設備を含めた広い概念である<sup>\*4</sup>。

##### イ 行政官庁としての検察審査会

行政官庁<sup>\*5</sup>としての検察審査会は、官署としての検察審査会と異なり、11人の検察審査員のみによって組織され（法4）、補充員や事務局職員はその構成員に含まれない。この意味における検察審査会は、具体的に国家意思の決定、表示機関としての活動を行う場合の検察審査会を指し、実際に会議に出席した検察審査員によって構成される。したがって、検察審査員として選定された者（法13Ⅰ）であっても、死亡すれば当然に行政官庁としての検察審査会を構成しないことになるし、欠格事由を生じた者（法5、6）、辞退した者（法8、12の5）、職務の執行を停止された者（法17）、除斥の議決があった者（法7、34Ⅲ）、会議期日に出頭しない者等においても同様である。他方、補充員（法13Ⅰ）であっても、補欠の検察審査員（法18Ⅰ）や臨時の検察審査員（法25Ⅱ）に選定された場合には、行政官庁としての検察審査会を構成することになる。そして、除斥事由が事件ごとに考えられることから、同一期日に審査が行われる場合であっても、事

\*3 検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（昭和23年政令第353号）

\*4 法1条にいう検察審査会はこのような用法である。

\*5 国のために、行政に関する一定の所掌事務について自ら国の意思を決定し、外部に対し表示する権限のある行政機関をいう。各省大臣のように独任制の官庁と、内閣や各種行政委員会のように合議制の官庁とがある。

件ごとに検察審査会の構成が変わることがあり得るし、同一事件であっても、数日にわたって審査が続行されるときは、期日ごとにその構成を異にする場合もあり得る。

## (2) 検察審査員及び補充員の身分

ア 検察審査員及び補充員（以下、併せて「検察審査員等」という。）は、裁判所の非常勤職員として扱われる。したがって、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）、国家公務員法及び国家公務員災害補償法の適用を受ける。ただし、検察審査員等は、在職中公職の候補者となることができ（公選89I③、公選令90）、政治的行為の禁止、制限を解除されている<sup>\*6</sup>。

イ 検察審査員等は、法令により公務に従事する「委員」として、「公務員」（刑法71）に当たると解される。

検察審査員等は、具体的には裁判所の非常勤職員として扱われることになるが、職権の独立が認められるため（法3）、その職務行為及び服務に対して裁判所の監督は及ばない。ただし、検察審査員等が、正当な理由なく招集に応じなかったり、宣誓（法16）を拒んだりした場合には過料の制裁があり（法43）、評議の秘密等を漏示したときには、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると定められている（法44）。

## 3 検察審査会の独立性

検察審査会は、「独立してその職権を行う」（法3）とされており、その職権とは、①検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査（法2I①）及び②検察事務の改善に関する建議又は勧告（法2I②）をいう。検察審査会は、検察官の行う公訴権の行使に関し民意を反映せしめ、その適正を図るために創設されたものであるから、その趣旨を全うするために、独立性が確保されたものと考えられる。したがって、検察審査会が審査会議を開いて議決し、これを検事正に対して通知することは、他のいかなる機関の指揮監督を受けず、全く独立の立場で行われるものであり、他の行政機関はもとより、裁判所もこれに介入することはできない<sup>\*7</sup>。

## 第2 検察審査会事務局及び検察審査会事務官の概要

### 1 検察審査会事務局

(1) 各検察審査会に附属機関として事務局が置かれる（法19）。各検察審査会がそれぞれ独立していることに伴い、その附属機関である検察審査会事務局も相互に独立している。もっとも、事務の円滑な遂行にあたって、情報を共有し、相互に助言し合うなど、必要な協力を行うことは、検察審査会の独立性に反するものではない。

(2) 各事務局の機構及び事務分掌は、令29条及び平成20年7月10日付け最高裁総一第000966号総務局長依命通達「検察審査会事務局に置く係について」によって

\*6 昭和27年最高裁規則第25号「裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則」、昭和27.9.27最高裁人給A第59号人事局長通知「裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則第7号に定める非常勤職員の指定について」参照

\*7 平成23年3月9日衆議院法務委員会において江田法務大臣は「・・・検察審査会法第三条で、検察審査会は独立して職権を行うという規定でございまして、もちろん法務大臣の私が何か監督するものでもありません。全くの独立の機関でございまして、その意味では、検察審査会を監督する機関というものはないと言わざるを得ません。」と答弁している。

次のアないしエのとおり定められている。なお、検察審査会事務局機構図（平成21年4月現在）及び検察審査会事務局事務分掌一覧表を本章末尾に掲げる。

ア 課を置く検察審査会事務局（11庁）

イ 庶務係、調査係及び会議係を置く検察審査会事務局（14庁）

ウ 庶務係及び調査係を置く検察審査会事務局（30庁）

エ アないしウ以外の検察審査会事務局（110庁）

## 2 検察審査会事務官

### (1) 検察審査会事務官の地位

検察審査会には検察審査会事務官が置かれ（法20Ⅰ）、検察審査会事務局の職員として配置される。

検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が命じ、検察審査会事務局長及び課長（課の指定庁）は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずることとされている（法20Ⅱ、Ⅲ、令29Ⅳ）。検察審査会事務官は官ではなく職であると解され、検察審査会事務官を命じられた裁判所事務官は、上記の補職によって裁判所事務官たる身分を失うものではない。

### (2) 検察審査会事務局長の地位

検察審査会事務局長は、各検察審査会事務官の中から最高裁判所が命じ（法20Ⅲ）、検察審査会事務局の長として事務を執り行う。

検察審査会事務局における指揮命令系統については、法20条4項及び15条2項に規定するほか、令29条5項において「課長は、上司の命を受けて、課務をつかさどる。」と規定するとどまるが、組織上、局長、課長（課の指定庁）、係長、一般職員というラインによって運営されることとなる。

### (3) 検察審査会事務官（検察審査会事務局長を含む。）の事務

検察審査会事務局長及びその他の検察審査会事務官は、検察審査会事務局の職員として、検察審査会長の指揮監督を受けて検察審査会の事務を掌る（法20Ⅳ）。検察審査会事務官の事務は、審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務、審査会議の運営に関する事務、検察審査会の機構の維持に関する事務に大別することができる。その各々について細別すると次のとおりである。

ア 審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務（以下「審査等事務」という。）

#### ア) 審査事件の処理に関する事項（令29Ⅲ①）

検察審査員等は、一般市民の中から選ばれる者であるから、11人の検察審査員が頻繁に集まり、検察審査会議を開催することは容易ではない。検察審査員らが、6か月という限られた職務期間内において、その職務を全うするには、検察審査会事務局において、判断の前提となる資料を予め収集するなど、一定の補助事務を行うことが予定されているというべきである。具体的には、以下のような事務が考えられる。

- ・ 職権審査の開始に必要な資料の収集及び調査
- ・ 捜査記録の取寄せ
- ・ 捜査記録等の謄写又は摘録の作成
- ・ 検察審査員に対する事件概要の説明

- ・証人尋問事項書案の作成
- ・議決書草案の作成
- (イ) 建議・勧告事件の処理に関する事務
  - ・検察事務の改善に関する資料の収集及び調査
- (ウ) 審査会議の立会い並びに会議録の作成及び保管（法 28，令 27，29Ⅲ②）
- (エ) 検察審査会の収集した資料の整理及び保管（令 29Ⅲ③）
- イ 審査会議運営のための事務
  - (ア) 補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員の選定に立ち会って選定録を作成する事務（法 18Ⅱ，25Ⅲ，令 15 等）
  - (イ) 追加補充員の選定に関する事務（法 18 の 2）
  - (ウ) 検察審査員の適格審査に関する事務（法 12 の 3 ないし 12 の 7）
  - (エ) 審査会議の招集手続に関する事務（法 22，15，令 29Ⅲ②，16）
  - (オ) 審査申立人，証人の呼出手続，助言者，検察官の出頭要求手続等に関する事務（法 35，37，38，令 24，16）
  - (カ) 公務所又は公私の団体に対する照会の手続に関する事務（法 36）
  - (キ) 検察審査員・補充員，証人，助言者，審査補助員に対する旅費，日当，手当及び宿泊料の支給の手続に関する事務（法 29，39，39 の 4，日当政令 2 ないし 4，検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令 1）
  - (ク) 審査補助員の委嘱に関する事務（法 39 の 2）
- ウ 検察審査会の機構の維持に関する事務
  - (ア) 検察審査員及び補充員の選定に関する事務（法 9，12 の 2，13Ⅰ）
  - (イ) 文書の発送，接受及び保管に関する事務（令 29Ⅱ①）
  - (ウ) 検察審査会制度の普及宣伝に関する事務（令 29Ⅱ②）
  - (エ) 検察審査会の手続等の相談に関する事務（令 29Ⅱ③）
  - (オ) 検察審査会の庶務に関する事務（令 29Ⅱ④）

### 第 3 裁判所と検察審査会の関係

法は，各検察審査会に，最高裁判所が定める員数の検察審査会事務官を置くこと（法 20Ⅰ），最高裁判所は，検察審査会事務官を裁判所事務官の中から命じ，その勤務する検察審査会は，最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所が定めること（法 20Ⅱ），最高裁判所が，各検察審査会事務官のうち 1 人に検察審査会事務局長を命じること（法 20Ⅲ），検察審査会に関する経費は，裁判所の経費の一部として計上しなければならないことを規定している（法 46）。

### 第 4 検察審査会事務局相互の関係

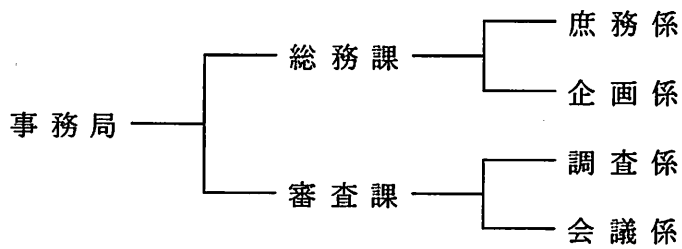
法は，検察審査会は，独立してその職権を行う（法 3）としており，これは，検察審査会相互の間でも上下の関係はなく，各独立の存在であることを意味している。各検察審査会における審査等事務を補助する検察審査会事務局同士も，出来る限り相互に独立した存在となるようにすべきである。

もっとも，検察審査会事務局が相互に独立しているとはいえ，その事務の円滑な遂行にあたって，情報を共有し，相互に助言し合うなど必要な協力を行うことは，検察審査会の独立性に反するものではない。検察審査会の中には，申立件数が少なく，検

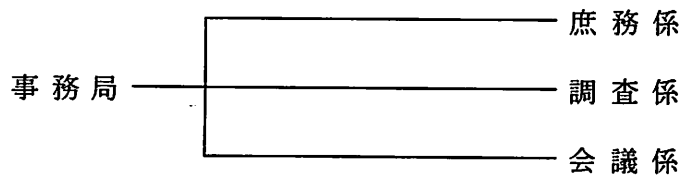
察審査会事務官事務に関する運用例も十分に蓄積されていないところがあるように思われるところ、適正にこれらの事務を行うためには、検察審査会事務局間において相互に助言等を行うことが必要かつ有益である。

検察審査会事務局機構図（平成21年4月現在）

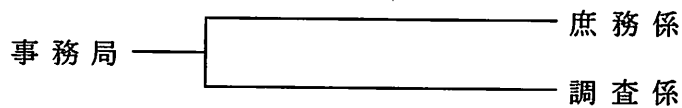
(1) 課を置くべき指定を受けた検察審査会事務局（11庁）



(2) 庶務係、調査係及び会議係を置く検察審査会事務局（14庁）



(3) 庶務係及び調査係を置く検察審査会事務局（30庁）



(4) (1), (2)及び(3)以外の検察審査会事務局（110庁）

事務局

検察審査会事務局事務分掌一覧

(1) 課を置くべき指定を受けた検察審査会事務局		(2) 庶務係、調査係及び会議係を置く検察審査会事務局	(3) 庶務係及び調査係を置く検察審査会事務局	(4) (1), (2)及び(3)以外の検察審査会事務局	事務内容	
総務課	庶務係	庶務係	庶務係	事務局	1	検察審査員の選定に関する事項
					2	検察審査員の適格審査に関する事項
					3	検察審査員の旅費、日当及び宿泊料の支給に関する事項
	4				文書の発送、接受及び保管に関する事項	
	5				選挙管理委員会との連絡に関する事項	
	6				他の係に属しない事項	
企画係	1	検察審査会制度の普及宣伝に関する事項				
	2	検察審査会の手続等の相談に関する事項				
審査課	調査係	調査係	1		職権審査に必要な調査及び資料の収集に関する事項	
			2		申立事件の調査に関する事項	
	3		検察事務の改善に関する調査及び研究に関する事項			
	4		文書の発送、接受及び保管に関する事項 資料の整備及び保管に関する事項			
会議係	会議係	1	検察審査会の招集手続に関する事項			
		2	会議録の作成及び保管に関する事項			
		3	証拠品の領置及び保管に関する事項			

### 第3章 検察審査員及び補充員の選定

本章に述べる検察審査員及び補充員の選定にあたって、検察審査会事務局の職員が行う事務は、大半は検察審査会の機構の維持に関する事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督（法21条4項）を受けずに、検察審査会事務局長が中心となつて行う必要がある。選定に瑕疵があると、その後に行われる会議自体の効力に疑義が持たれかねず、手続の適正確保の観点から行われる事務である。

なお、検察審査員の適格審査に関する事務（法12条の3ないし12条の7）、及び、追加補充員の選定に関する事務（法18条の2第2項）は、審査会議運営のための事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督の下に行われる必要がある。前者は検察審査会の判断事項について、後者は検察審査会長の判断事項について、それぞれその判断の補助のために必要な調査を行うなどするものである。

#### 第1 選定手続の概要

##### 1 選定手続の流れ

検察審査員及び補充員は、「当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定」される（法4）。選定の手続は、①年1回行われる「検察審査員候補者」の選定（法10Ⅰ）、②年4回行われる「検察審査員及び補充員」の選定（法13Ⅰ）に大きく分類され<sup>\*8</sup>、概ね次の順序で行われる（なお、事務の集約については、次項で詳述する。）。

##### (1) 検察審査員候補者の選定

ア 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿被登録者数を、管轄検察審査会事務局に通知する（事務の集約がされている場合、集約庁事務局あてに行う。以下同じ。）

（令2）。これを受け、検察審査会事務局長は、管轄区域内の市町村に検察審査員候補者員数を割り当て、割当員数を通知する（事務の集約がされている場合、被集約庁の事務は、集約庁の検察審査会事務官が、被集約庁の検察審査会事務局長の指示を受けて行う（令15の2）。以下同じ。）（法9、令3）。

イ 割当員数の通知を受けた市町村の選挙管理委員会は、検察審査員候補者予定者をくじで選定し（法10Ⅰ、令4）、「検察審査員候補者予定者名簿」を調製した上（法10Ⅱ）、管轄検察審査会事務局へ送付する（法11）。

ウ 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿を調製し（法12の2Ⅰ）、検察審査員候補者名簿に記載された者に通知する（法12の2Ⅲ）。

エ 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者に対し、欠格事由（法5）、就職禁止事由（法6）及び辞退の申出（法8、12の5）の判断に資する事情調査（法12の3）のための質問票を送付するほか（法12の4）、同事情調査のための資料の収集を行う（法12の6、）。

オ 検察審査会事務局長は、審査会議の結果、法5条、6条又は8条に該当すると判断された者を、検察審査員候補者名簿から消除する（法12の7）。

\*8 その他に、検察審査員又は補充員が欠けた場合に検察審査会長の判断で行われる「補充員」の追加選定がある。

(2) 検察審査員及び補充員の選定

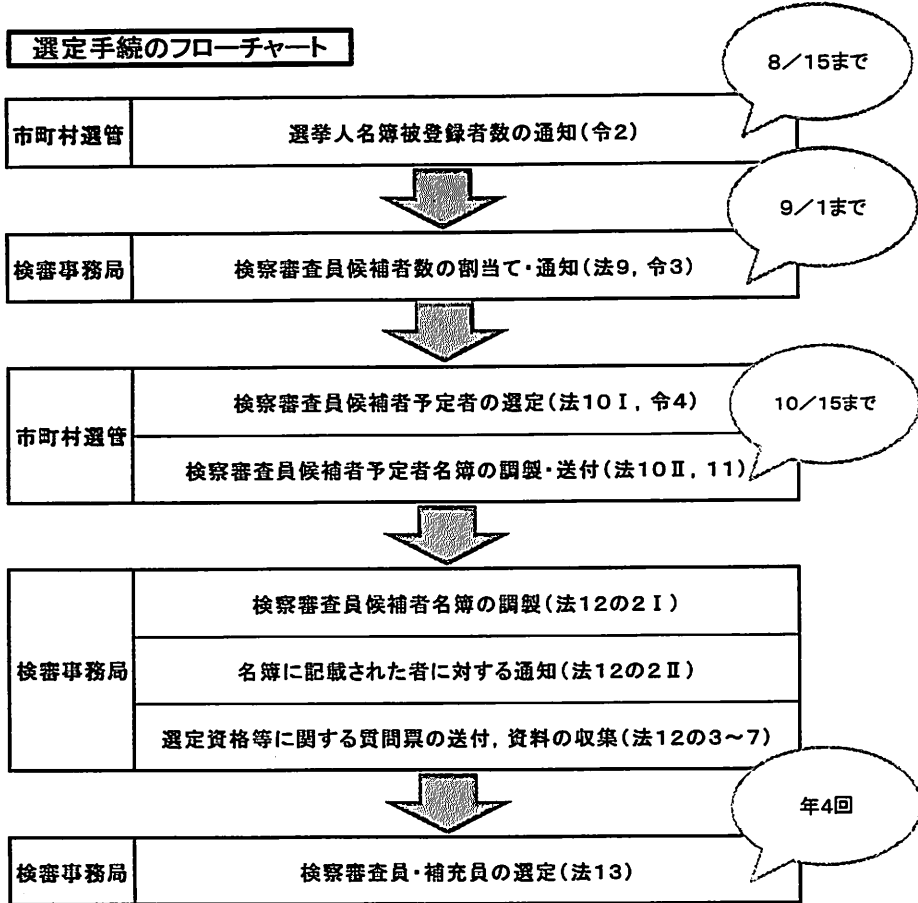
検察審査会事務局長は、前記「検察審査員候補者名簿」に記載された者の中から、次のとおり、各群ごとに検察審査員及び補充員を選定する（法 13 I）。

ア 第 1 群：12 月 28 日までに各 5 人（検察審査員 5 人，補充員 5 人）

イ 第 2 群：3 月 31 日までに各 6 人（検察審査員 6 人，補充員 6 人）

ウ 第 3 群：6 月 30 日までに各 5 人（検察審査員 5 人，補充員 5 人）

エ 第 4 群：9 月 30 日までに各 6 人（検察審査員 6 人，補充員 6 人）



**検察審査員・補充員の任期および選定時期**

群	月												選定時期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第 1 群 (各 5 人)	2/1 ~ 7/31											(前年) 12月28日までに	
第 2 群 (各 6 人)	5/1 ~ 10/31											3月31日までに	
第 3 群 (各 5 人)	1/31	8/1 ~ 11/31										6月30日までに	
第 4 群 (各 6 人)	4/30 ~ 11/1											9月30日までに	

## 2 検察審査員及び補充員の選定に関する事務の集約

平成19年の法改正において、司法制度改革関連法の円滑な実施を図るための法整備の一環として検察審査員及び補充員の選定手続等に関する規定が整備されたことを受けて、同手続に関する事務をより効率的に行うための方策の検討が進められた。<sup>9</sup>そして、最高裁判所の指定する検察審査会（以下「被集約庁」という。）の検察審査会事務局長は、同一の地方裁判所の管轄区域内にある他の検察審査会（以下「集約庁」という。）であって、最高裁判所の指定するものの検察審査会事務官に、最高裁判所の指定する事務を補助させることができる（令15の2）とする規定が新設されたものである。

この規定に基づく通達（平成20年7月14日付け最高裁刑一第001071号刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」）により定められた最高裁判所の指定する事務は以下のとおりであり、本章の選定に関する事務は、後述する資格審査を行う審査会議を除いては、被集約庁の検察審査会事務局長の指示に基づき、集約庁の検察審査会事務官において行うこととなる。<sup>10\*11</sup> なお、集約庁及び被集約庁の類型としては、①同一所在地に複数の検察審査会がある場合に第一検察審査会を集約庁とするもの（例：東京第一検察審査会と東京第二検察審査会ないし東京第六検察審査会）、②地方裁判所本庁所在地にある検察審査会を集約庁、同支部所在地にある検察審査会を被集約庁とするもの（例：金沢検察審査会と七尾検察審査会）、③裁判員裁判実施庁所在地にある検察審査会を集約庁、隣接する地方裁判所支部所在地にある検察審査会を被集約庁とするもの（例：堺検察審査会と岸和田検察審査会）がある。

ア 検察審査員候補者の員数の割当て及びその通知に関する事務（法9）

イ 検察審査員候補者予定者名簿の受領に関する事務（法11）

ウ 検察審査員候補者の予定者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことの通知の受領に関する事務（法12）

エ 検察審査員候補者名簿の調製及び検察審査員候補者名簿に記載をされた旨の通知に関する事務（法12の2）

オ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由についての検察審査会の判断に資する事情の調査に関する事務（法12の3）

カ 検察審査員候補者に対する質問票による質問に関する事務（法12の4）

キ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由の調査のための公務所又は公私の団体に対する照会に関する事務（法12の6、令8の3）

ク 検察審査員候補者名簿からの消除に関する事務（法12の7、令9）ケ 検察審

\*9 事務の集約以外に採用された方策として、検察審査員候補者名簿管理のシステム化、検察審査員候補者に対する名簿記載通知等の送付のアウトソーシングがある。

\*10 最高裁判所の指定を受けた被集約庁の事務局長は、市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対し、手続関係書類（選挙人名簿被登録者数の通知（令2）、検察審査員候補者予定者名簿（法11）、検察審査員候補者の本籍の照会に対する回答（令8の3）、検察審査員候補者予定者の死亡又は選挙権喪失の通知（法12）は集約庁に直接送付するよう依頼することになる。なお、当該依頼は、最高裁判所の指定を受けた際に行えば足りるものと考えられる。

\*11 集約庁の検察審査会事務官が行うのは、あくまでも被集約庁の検察審査会事務局長の事務の補助であって、被集約庁の検察審査会事務局長の権限が委任されるものではないことに留意する必要がある（例えば、書面等の作成を補助する場合には、当該書面の名義は被集約庁の検察審査会事務局長となる。）。

査員及び補充員の選定に関する事務（法 13）

コ 追加補充員の選定に関する事務（法 18 の 2）

サ 選挙人名簿被登録者の員数の通知の受領に関する事務（令 2）

シ 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由の調査のための検察審査員候補者に対する資料の提出の求めに関する事務（令 8 の 4）

ス 選定録の作成並びに検察審査員及び補充員名簿の調製に関する事務（令 11）

セ アからスまでに掲げる事務に付随する事務

## 第 2 検察審査員候補者の選定に関する事務

### 1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領

- (1) 各市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法 22 条 1 項所定の登録日現在における選挙人名簿被登録者の員数を、毎年 8 月 15 日までに管轄検察審査会事務局へ通知しなければならない（令 2）。

公職選挙法によれば 6 月の選挙人名簿への定時登録（公選法 19Ⅱ）は、原則として、毎年同月 2 日に行われ、また、同月 1 日から同月 7 日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令の定めるところにより、この登録の日を変更することができることとされている。この規定によって登録の日の変更があり、かつ、その日が 8 月 6 日以降となるときは、同月 5 日現在において選挙人名簿に登録されている者の員数を通知することとなる（令 2）。

- (2) 集約庁の検察審査会事務官は、管内の市町村の選挙管理委員会から管内の各検察審査会事務局に送付される選挙人名簿被登録者数の通知を一括して受領し、その員数を検察審査員候補者名簿管理システム（以下「システム」という。）に入力するなど、候補者の員数の割当て、同通知書発送の準備作業を行う<sup>\*12</sup>。

なお、事務処理手順等については、別添 1「検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル」（以下「選定手続マニュアル」という。）の 1 頁以下を参照されたい。

### 2 検察審査員候補者の員数の割当て通知、本籍照会

- (1) 検察審査員候補者の員数の割当て及びその通知

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、毎年 9 月 1 日までに候補者の員数を管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない（法 9Ⅰ）。候補者は、検察審査会ごとに第 1 群から第 4 群まで、それぞれ 100 人とされているが（法 9Ⅱ）、同一市町村に割り当てられた各群の員数は、後記イで述べるように、必ずしも同一であることを要しない。

検察審査会事務局長が員数の割当てをするには次の方法による（令 3）。

ア 各市町村に割り当てる候補者総数の割当て方法

- ① 候補者総数 400 人（第 1 群から第 4 群までの候補者総数）の中から 1 人ずつを管内の各市町村に割り当てる（以下「当然割当て」という。）。

\*12 集約庁の検察審査会事務官による被集約庁の事務補助の範囲は、あくまで送付される通知書の受領で、記録の保管自体は、被集約庁において行われなければならない。

- ② 残員数を、各市町村の選挙人名簿被登録者の数の当該検察審査会の管轄区域内における選挙人名簿被登録者の総数に対する割合に応じて各市町村に割り当て、1人に満たない端数を生じたときは候補者の総員数が400人に満ちるまで、端数の大きい市町村から順次に、これを1人に切り上げる（以下「按分割当て」という。）。
- ③ 上記のようにして得た当然割当ての員数と按分割当ての員数との合計員数が各市町村の割当総数となる（令3 I ①）。

イ 群別割当ての方法

アで割り当てた候補者員数を市町村ごとに4分して、これを第1群から第4群に分別する。4分して端数を生じなければ第1群から第4群まで各同数の割当てとなるが、一つの市町村の割当総数が4人に満たないとき、及び4分して4人に満たない端数を生じたときは、これを各別に第1群から第4群までのいずれかの群に1人ずつ配分する（令3 I ②）。

ウ やむを得ない事情があるときの措置

選挙人名簿の被登録者数の通知が期日までに到着しない場合など、やむを得ない事情があつて、上記の方法によることができないときは、<sup>\*13</sup>適当な標準によつて割り当てることができる（令3 II）。この場合でも、前年度の選挙人名簿被登録者数に基づいて員数を割り当てするなど、できるだけ令3条所定の割当方法に準じて割り当てるのが相当である。

《市町村の合併、分離があつた場合》

市町村の合併、分離があつた場合の割当てについては、市町村の合併、分離と、①選挙人名簿被登録者数の通知期限（8月15日）、②割当通知期限（9月1日）との前後により、次のとおり行うのが相当であると考えられる。

ア 選挙人名簿被登録者数の通知期限以前（8月15日以前）に合併、分離が行われる場合

検察審査会事務局長が行う割当通知以前に合併、分離が確定しているのであるから、合併後の市町村について割当計算を行うのが相当である。なぜなら、割当通知を行う時点では、合併、分離前の市町村の選挙管理委員会は存在しないからである。

イ 選挙人名簿被登録者数の通知期限後（8月16日以後）、割当通知送付期限以前（9月1日以前）に合併、分離が行われる場合

合併、分離が割当通知期間内に行われるため、当該市町村への割当通知を合併、分離後に行うことも考えられるが、合併、分離が延期となった場合などは、管内の他の選挙管理委員会に対する割当員数を含めて、再度割当計算を行う必要が生じ、その後の選定手続が遅延する可能性が高い。したがって、選挙人名簿被登録者数の通知期限（8月15日）を基準とし、その後の合併、分離が予定されている場合には、合併前の市町村の選挙管理委員会に対して、割当通知を行うのが相当である。この場合、合併後の市町村の選挙管理委員会は、合併前の市町村ごとに候補者予定者名簿を送付することとなる。

\*13 きわめてまれな事情としては、天災等により選挙人名簿の調製が不能となった場合なども考えられるが、東日本大震災が発生した年度も割当て自体に問題は起きていない。なお、被災者が検察審査員候補者名簿に登載された場合には、別途の配慮を検討する必要がある。

ウ 割当通知期限後（9月2日以後）に合併、分離が行われる場合

検察審査会事務局長が割当通知を送付する際には、合併、分離前の市町村の選挙管理委員会に対して割当通知を行うのが相当である。なぜなら、合併、分離を想定して割当通知を行い、その合併、分離が延期となった場合などは、管内の他の選挙管理委員会に対する割当員数を含めて、再度割当計算を行う必要が生じ、その後の選定手続が遅延する可能性が高いからである。この場合、合併後の市町村の選挙管理委員会には、合併前の市町村ごとに候補者予定者名簿を送付してもらう必要がある。

(2) 検察審査員候補者の本籍照会

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、後に検察審査員候補者の前科の有無を検察庁に照会する際、本籍情報が必要であることから、市町村に対し本籍照会を行う（法12の6）。なお、この照会は、回答時における相手方の便宜を考慮して、当該市町村の選挙管理委員会に対する割当員数の通知と併せて行うこととしている（令8の3参照）。

3 検察審査員候補者名簿の調製

(1) 選挙管理委員会における候補者予定者の選定

ア 市町村の選挙管理委員会は、検察審査会事務局長から候補者員数の割当通知を受けたときは、当該市町村の衆議院議員選挙人名簿<sup>\*14</sup>に記載された者の中から、第1群から第4群までに属すべき候補者予定者として、割り当てられた員数の者をくじで選定しなければならない（法10Ⅰ）。

ただし、この場合、その市町村を管轄区域とする検察審査会が2個以上あるとき（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡）は、同一人をその2個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならないこととされている（令4）。

イ 市町村の選挙管理委員会は、候補者予定者の選定を終えたら、第1群から第4群までの群ごとに、候補者の氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿（以下「候補者予定者名簿」という。）を調製しなければならない（法10Ⅱ，令6）。

ウ 市町村の選挙管理委員会は、調製した候補者予定者名簿を、毎年10月15日までに管轄検察審査会事務局に送付しなければならない（法11）<sup>\*15\*16</sup>。

(2) 検察審査員候補者名簿の調製

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、市町村の選挙管理委員会から検察審査員候補者予定者名簿の送付があったときは、検察審査員候補者の氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者名簿

\*14 検察審査員候補者予定者の選定を行う時点において当該選挙人名簿に記載されている者が選定の対象となる。

\*15 候補者予定者名簿の送付方法については、法令に規定はないが、検察審査員及び補充員の選定に用いる重要な文書であることに鑑み、郵送する場合は書留郵便によることが望ましい。

\*16 市町村の選挙管理委員会において、天災その他やむを得ない事情により法9条の割当てに基づく候補者の選定を行えず、そのため候補者予定者名簿を送付することができない場合は、法13条1項の規定による検察審査員及び補充員の選定に際しては、当該市町村の分は選定から除外し、その他の市町村の選挙管理委員会から提出された候補者予定者名簿によって選定することもやむを得ない措置であろう。ただし、この場合においても当該市町村に対する候補者員数の割当てを修正する必要はない。

を調製しなければならない（法 12 の 2）。なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 6 頁以下を参照されたい。

#### 4 検察審査員候補者名簿記載通知、質問票の送付

##### (1) 名簿記載通知書及び質問票の送付

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員候補者名簿に記載された者にその旨を通知する（法 12 の 2 Ⅲ）。また、検察審査員候補者について、欠格事由（法 5 各号）、就職禁止事由（法 6 各号）及び辞退事由（法 8 各号）に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない（法 12 の 3）。検察審査会事務局長は、この調査のため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる（法 12 の 4）。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 10 頁以下を参照されたい。

##### (2) 検察審査員候補者からの問合せへの対応

名簿記載通知及び質問票には、集約庁の電話番号が記載されているため、候補者から集約庁に対し、電話等による問合せが予想される。

候補者からの問合せの多くは、検察審査会制度や辞退事由に関するものであると予想され、基本的には集約庁の検察審査会事務官において回答することとなると思われる。しかし、質問内容によっては、当該候補者が所属する検察審査会の検察審査会事務官において回答するのが相当と思われるものもあるため、その対応方法については、あらかじめ集約庁と被集約庁との間で協議しておく必要がある。<sup>17</sup>

### 第 3 検察審査員及び補充員の選定に関する事務

#### 1 検察審査会による資格審査のための準備

##### (1) 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備

集約庁の検察審査会事務官は、候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料<sup>\*18</sup>を一括して受領し、質問票（回答用紙）に記載された情報（欠格事由、就職禁止事由、辞退申出、住所・氏名の変更）をシステムに入力する。その上で、被集約庁に対し、システムから出力される資格審査リストを質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しとともに送付する。

\*17 名簿記載通知書等を受領した候補者からの問い合わせに対応するために、通知書の発送後、12 月中旬頃までの期間、コールセンターが設置されるが、コールセンターで対応できない場合には、集約庁に転送されることになる。

\*18 疎明資料については、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、通常は、本人の手元にあると考えられる学生証、身分証明書、母子手帳、障害者手帳、介護機関の領収書等、医療費の内容が分かる領収書の写しなど、比較的簡単に提出できるようなものでよい。また、やむを得ない事由の関係では、質問票（回答用紙）に、相当程度具体的な事情が記載されていれば足りると考えられる（検察審査会がやむを得ないと判断できる程度の事情が記載されていればよい。）。検察審査会事務局長から疎明資料の追完を求めることは、基本的に想定しておらず、検察審査会は、質問票（回答用紙）の記載で資格審査の判断を行うが、若干補充すれば、辞退が認められる可能性が高いような場合については、検察審査会長の指示を受け、電話で事情を聴取することもあり得る。その場合は、適宜電話聴取書を作成し、書面化しておくのが相当である。なお、辞退の申出は書面で行なければならない（令 8 の 5）が、書面の提出を待っている審査会議に間に合わないなどの急を要する場合や、障害があるため自身では書くことができず、代筆者等もいないなど書面による辞退申出ができない場合には、例外的に電話聴取書を作成することにより口頭の申出を正式の辞退申出として扱うことになろう。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 13 頁以下を参照されたい。

(2) 欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由

ア 欠格事由（法 5）

検察審査会は、検察官の行った公訴を提起しない処分の当否を審査し、検察事務の改善に関する建議又は勧告を行うことを職務とするものであることから、検察審査員となる者は、少なくとも、提出される文書、証言、意見等を理解する能力が必要となる。また、審査は公平でなければならぬから、人格的信用がない者であってはならない。しかしながら、有権者の能力や人格的信用を個々に判断した上で、検察審査員の資格を与えるか否かを決することは不可能である。そこで、法 5 条は、このような観点から、欠格事由を制限的に列挙したものである。

\*19\*20

(ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育を終了しない者（義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者を除く。）

「義務教育を終了しない者」とは、教育基本法 5 条に定める義務教育として行われる普通教育課程を修了していない者である。すなわち、小学校又は特別支援学校の小学部の課程（学 17Ⅰ）及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程（学 17Ⅱ）を修了していない者である。1 号ただし書所定の「義務教育を終了した者と同等以上の学識」を有するか否かの認定権は検察審査会にある。検察審査会は、検察審査員としての職務を遂行する上で最小限度必要と考えられる素養を有する者であるといえるかどうかを、前述のように、検察審査会に提出される文書、証言、意見書等を直ちに理解する能力の有無等を総合して認定することになる。<sup>\*21</sup>

(イ) 1 年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

「1 年の懲役又は禁錮以上の刑」とは、死刑、無期又は 1 年以上の有期の懲役若しくは禁錮の刑をいい（刑 9、10）、「刑に処せられ」とは、上記刑の言渡しを受け、これが確定したこと（刑訴 358、373、414、418）をいうものであ

\*19 平成 25 年 6 月 30 日に施行された成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 21 号）により、成年被後見人が選挙人名簿に登録されることになったが、成年被後見人は、検察審査員の欠格事由（検察審査会法 5 条）及び就職禁止事由（同法 6 条）に該当するものではないと解される。ただし、成年被後見人又は成年後見人から、疾病等を理由に辞退の申出がなされることも考えられる。その場合には、疎明資料として審判書の写し等を添付してもらうことが考えられる。

\*20 欠格事由（法 5）に該当する者については、検察審査員候補者の資格調査に際して、欠格事由に該当するかが明らかにされる（法 12 の 3、同 4、同 6、令 8 の 3、同 4）から、検察審査員の選定手続（法 13）前に欠格事由（法 5）に該当し又は該当するに至った者が、検察審査員に選定されることは法の予想しないところというべきであろう。しかしながら、資格調査に際し、欠格者であることを看過し、あるいは何らかの過誤により候補者予定者名簿に記載した結果、当該欠格者が検察審査員に選定されることがあれば、選定行為自体が無効とならねないため、資格調査については慎重に行う必要がある。また、適法かつ有効に検察審査員に選定された者が、その後、法 5 条 2 号の事由に該当するに至ったときは、その地位を失うことになるので、検察審査会においてその事由を確認した上で、補欠の検察審査員を選定することになる。

\*21 義務教育終了以上の学歴を有するにもかかわらず、精神に障害のある者については、直接、法 5 条各号に該当するものではない。しかし、審査会議に参加することが事実上困難である場合があり、検察審査会事務局において参加しやうい対応を行ったとしても審査会議に参加することが非常に困難であるとして、同居の家族等から本人に代わり辞退の意向が示された場合などは、検察審査会の判断によることとなるが、法 8 条 9 号による辞退の申出があったものとして処理することも考えられる。

り、執行猶予が付されているか否かを問わない。

1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者は、すべて欠格事由に該当するから、選挙権及び被選挙権を有しない者（公選11I②③）が、その刑の執行を終えあるいはその刑の執行を受けることがなくなったため停止されていた選挙権を回復した場合であっても依然として欠格者である。<sup>\*22</sup> 他方、刑の執行猶予の言渡しを受け、上記刑の執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過した者（刑27）、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を受け終わり、若しくは執行の免除を得た後、罰金以上の刑に処せられることなくして10年を経過した者（法34の2）については、刑の言渡しがその効力を失うことになるから、これらの者は、欠格事由に当たらないと解される。また、少年のときに犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、若しくは執行の免除を受けた者、又は少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡しを受け、その猶予期間中である者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かって刑の言渡しを受けなかったものとみなされる（少60I、II）から、これらの者も欠格事由に当たらないと解される。

#### イ 就職禁止事由（法6）

法6条は、次の(ア)ないし(ス)のとおり、檢察審査員としての職務遂行能力があることを前提としながら、一定の身分又は職業が、その資格取得の障害になることを明らかにしたものである。このうち、多くは司法関係の職務その他重要又は多忙な職務に従事している者であり、職務を離れることを適当としない者は檢察審査員の職務から除かれるべきだとの考え方、あるいは、公訴権の実行に民意を反映させてその適正を図るという制度の趣旨から、現職の司法関係の専門家は除くべきだとの考え方によったものである。

(ア) 天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣（1号）

(イ) 国務大臣（2号）

(ウ) 裁判官（3号）

(エ) 檢察官（4号）

(オ) 会計検査院検査官（5号）

(カ) 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）（6号）

(キ) 法務省の職員（非常勤の者を除く。）（7号）

(ク) 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）（8号）

警察職員とは、警察庁（管区警察局を含む。）及び都道府県警察の各警察官その他の職員をいう。

(ケ) 司法警察職員としての職務を行う者（9号）

警察庁及び都道府県警察の警察官その他の職員以外の者で、森林、その他特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定行政庁の職員（以

\*22 1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者でも、恩赦として復権が行われたときは、資格を回復するから欠格事由に該当しないこととなる（恩9、10）。

下「特別司法警察職員」という。)を就職禁止事由該当者としたものである。

これらの特定行政庁の職員は、本来の職務の遂行に際して犯罪を発見する機会も多く、その犯罪の捜査に関しても職務上の特殊知識を活用した方が実行が期待される場合が多いので、これらの職員を一定の事項につき司法警察職員として捜査の職務を行わせることとしたものである。

(ロ) 自衛官 (10号)

自衛官は、有事あるいはそのおそれが生じた場合は緊急にこれに対処する職責を負っており、それは予測し得るものではなく、また、その職務は長期にわたることもあることを踏まえ、就職禁止事由とされたものである。

なお、「自衛官」とは、陸上、海上及び航空自衛隊の隊務に従事し、又は防衛省の内部部局その他の機関等に勤務を命じられた者であり、現に自衛官の身分を有する者をいう。したがって、防衛省本省、部隊及び機関並びに附属機関等に配置されている自衛官以外の官職にある者は、同号の就職禁止事由該当者に当たらない。

(ハ) 都道府県知事及び市町村長 (特別区長を含む。) (11号)

(ニ) 弁護士 (外国法事務弁護士を含む。) 及び弁理士 (12号)

(ス) 公証人及び司法書士 (13号)

ウ 辞退事由 (法8)

法8条は、檢察審査員を辞退できる者を次の(ア)ないし(ウ)のとおり定めている。

(ア) 年齢70年以上の者 (1号)

高齢者にとって檢察審査員の職務を遂行することは、肉体的精神的負担が大きい場合が多いと考えられることから、高齢者を辞退事由の一類型として掲げたものである。

なお、候補者がどの時点で70歳になっていれば辞退申出できるのかといった問題があるが、当該候補者が所属する群の任期が終了する時点で70歳になるのであれば、辞退申出をすることができるかと解される。

(イ) 国会又は地方公共団体の議会の議員 (ただし、会期中に限る。) (2号)

(ウ) 国又は地方公共団体の職員及び教員 (3号)

他の規定 (例えば、法6⑥ないし⑧) のように、「(非常勤の者を除く。)」とされていないことから、「職員」であれば、常勤・非常勤を問わず、辞退申出をすることができるかと解される。

(エ) 学生及び生徒 (4号)

「学生及び生徒」を規定したのは、学生や生徒にとって通学することは重要な用務であり、かつ、他人が代わることができない性質のものであることから、学業に専念すべき学生や生徒に辞退の余地を残しておく必要があったためと考えられる<sup>\*23</sup>。

\*23 司法修習生については、将来の法曹の担い手としての地位の重要性、高度の一般的教養と法律的素養を身につけるための司法修習に専念させるという見地から、4号による辞退が認められるという考え方もある。なお、4号による辞退が認められない場合であっても、9号に規定する「やむを得ない事由」に該当すると檢察審査会が判断した場合には、辞退を認めることができる。

- (オ) 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者（5号）<sup>\*24</sup>
- (カ) 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者（6号）
- (キ) 過去3年以内に選任予定裁判員であった者（7号）

5号から7号までは、過去一定期間内に、裁判員や検察審査員等の職務を行ったことを辞退事由とするものである。裁判員及び検察審査員は、いずれも一般の国民から無作為抽出を基本として選ばれるものであり、それらの職に就くことは法律上の義務とされているが、国民の負担が過重になることを防止し、参加する国民の負担の公平を図る観点から辞退事由とされている。

なお、5号でいう「職にあった者」とは、検察審査員又は補充員の身分を取得した者をいい、必ずしも実際に検察審査員又は補充員としての職務を行ったことまで要求するものではない。また、「過去5年以内」とは、当該候補者が前に検察審査員又は補充員として属していた群の任期終了日（当該候補者が任期の途中で辞職している場合には、その辞職が承認された日）が、今回の任期開始日から遡って5年以内ということである。

- (ク) 過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭した者（不選任決定があった者を除く。）（8号）
- (ケ) 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者（9号）

辞退事由を例示的に規定したものであり、「やむを得ない事由」の有無を判断するに当たっては、具体的な事案に応じて客観的に検討する必要がある。

これまで、同号の「やむを得ない事由」があると判断され、辞退が認められた主な例を挙げると、例えば、①多数の用事又は重病人があつて、本人以外に保育、看護する者がいない場合、②他管内へ転出又は商用のため常に旅行がちで、容易に招集に応じられない事情がある場合、③交通が途絶した離島に居住する場合、④出頭に日数を要する地へ出稼ぎ中の場合、⑤医師、看護師若しくは保母で当該地域に代替者、代行者がいない場合等がある<sup>\*25</sup>。

### (3) 前科照会

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員及び補充員を選定するに当たり、検察審査員候補者が、法5条第2号に規定する欠格事由に該当する前科を有する者か否かの調査に関する資料を収集するため、各群の選定日及び検察庁における作業に要する日数も考慮して回答期限を定めた上で、法12条の6に基づく前科照会を行う。<sup>\*26</sup>

<sup>\*24</sup> 極めてまれな事例ではあろうが、前年度第4群の検察審査員又は補充員が当該年度の第1群の候補者に選定されたときは、この者は本条項により検察審査員を辞退することができるものと解される。

<sup>\*25</sup> 裁判員法16条8号及び同号に規定する裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六号第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）においては、やむを得ない事由として、①重い疾病又は傷病、②妊娠中又は産後8週間以内、③一定程度の介護が必要な親族又は同居人がいること、④重病等で付添が必要な親族等がいること、④妻子等の出産又はその準備等に立ち会う必要があること、⑤住居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地であること、⑥その他裁判員の職務を行い、又は裁判員等選任手続への出頭により自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足る相当の理由があること等を挙げている。これらの事由の中には、辞退申出の判断を行う際に参考となるものもあると思われる。

<sup>\*26</sup> 令15の2により、被集約庁分の前科照会も集約庁の検察審査会事務官が行うことになるが、法務省との協議に

なお、前科照会は、候補者から返送された質問票（回答用紙）に「前科」がある旨の記載がされていた場合であっても、本人の申告だけでは正確な情報を把握することはできないので、候補者全員について、検察庁に対する前科照会を行う必要がある。

おって、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 15 頁以下を参照されたい。

## 2 候補者の資格審査及び資格異動

検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、検察審査員候補者について、①死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを検察審査会が知ったとき、②検察審査会が法 12 条の 3 各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき、③検察審査員又は補充員に選定されたときには、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない（法 12 の 7）。

### (1) 候補者の資格審査

検察審査員候補者が検察審査員及び補充員に選定されるための資格を有しているか否かは、各検察審査会の判断事項である<sup>\*27</sup>。各検察審査会の検察審査会事務官は、資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の内容を確認した上で、審査会議に諮り<sup>\*28</sup>、検察審査会は資格審査を行う。集約庁の検察審査会事務官は、同会議において法 5 条、6 条又は 8 条に該当すると判断された者を候補者名簿から削除する作業を行う<sup>\*29</sup>。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 18 頁以下を参照されたい。

### (2) 候補者の資格異動

市町村の選挙管理委員会は、検察審査員候補者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことについての通知書を、集約庁の事務局に送付する（法 12）。検察審査会がこれを知ったとき、送付を受けた集約庁の検察審査会事務官は、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う。

なお、集約庁の検察審査会事務官が、上記通知によることなく、自ら検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を把握し、検察審査会がこれを知ったときも、集約庁の検察審査会事務官は、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う<sup>\*30</sup>（被集約庁

---

より、集約庁の検察審査会事務局長名の前科照会書 1 通で、集約庁分及び被集約庁分の照会を併せて行うことになっている。なお、照会書の宛先は集約庁に対応する地方検察庁（本庁）となる。

\*27 資格審査の判断主体は、法令上、検察審査会であるとされていることから、これを検察審査会長、検察審査会事務局長又は選定立会者に委任したり、小委員会の判断で行うことはできないと解される。

\*28 検察審査会議においては、通常、検察審査会事務局長が、質問票（回答用紙）、疎明資料、前科照会回答書などの資料の内容を適宜説明することで足り、資料自体を検察審査員に直接示す必要はないと考えられる。もっとも、資格審査の判断主体は検察審査会であることから、検察審査員から要望があれば、資料を示さなければならないと考えられる。その場合には、検察審査員には守秘義務が課せられていること及び資料の内容を口外することができないことについて、改めて説明する。

\*29 仮に選定期限までに資格審査を行う審査会議が開催できない場合であっても、選定前の辞退を認める法の趣旨からすれば、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではない。資格審査を行う審査会議が選定期限までに開催できなかった場合でも、なるべく早期に資格審査を行う審査会議を開催した上で選定を行う必要がある。

\*30 従来は、候補者の資格異動が判明した場合は、選挙管理委員会に連絡して異動通知を行ってもらっていたが、法 12 条の 7 第 1 号の規定が設けられたことにより、検察審査会が当該事実を知ったときには選挙管理委員会から

の検察審査会事務局長において検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を把握した場合には、その旨を集約庁の検察審査会事務官に連絡し、検察審査会がこれを知った段階で該当者を候補者名簿から削除するよう指示する。)

おって、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 22 頁以下を参照されたい。

### 3 検察審査員及び補充員の選定

#### (1) 選定期日の日程調整・立会依頼

ア 検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）は、以下のとおり、検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない（法 13 I）<sup>\*31</sup>。この法定の期限は、天災事変等で選定不可能の場合など真にやむを得ない事由のあるときのほか、みだりにこれを経過することは許されないと解される<sup>\*32</sup>。

① 12 月 28 日までに第 1 群検察審査員候補者の中から各 5 人

② 3 月 31 日までに第 2 群検察審査員候補者の中から各 6 人

③ 6 月 30 日までに第 3 群検察審査員候補者の中から各 5 人

④ 9 月 30 日までに第 4 群検察審査員候補者の中から各 6 人

イ くじは、地方裁判所の判事<sup>\*33</sup>及び地方検察庁の検事各 1 人の立会いをもって行わなければならない（法 13 II），これに反して行われた選定は無効である<sup>\*34</sup>。

立会いの依頼は、要式行為とされておらず、検察審査会事務局長が相当と認める方法によって行えば足りる（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）ので、集約庁の検察審査会事務官は、被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁との間で選定期日の日程を調整した上で、地方裁判所及び地方検察庁に対し、集約庁の検察審査会事務局長名義の選定期日立会依頼書 1 通を送付する。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 25 頁以下を参照されたい。

#### (2) 選定のためのその他の準備

##### ア 候補者の確定

検察審査会事務局長は、法 13 条 1 項の規定により検察審査員及び補充員を選定する場合において、候補者のうち、法 12 条の 7 に掲げる事由に該当する者については、あらかじめ、当該候補者を被選定者から除かなければならない。この場

---

の通知を要することなく該当者を候補者名簿から削除することになる。

\*31 選定は検察審査会事務局長の固有の事務であり、検察審査会事務官が代理等を行うことができない。検察審査会事務局長に事故等があり、選定を行うことができない場合には、事務代理の発令を検討する必要がある。

\*32 仮に天災事変等で選定期限までに資格審査を行う審査会が開催できない場合であっても、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではないと解されるため、選定期限後であっても、なるべく早期に資格審査を行う審査会議を開催した上で選定を行う必要がある。

\*33 「地方裁判所の判事」には、判事補の職権の特例等に関する法律 1 条 1 項の規定による判事補としての職権の制限を受けない判事補を含むが、その他の判事補及び副検事は選定に立ち会うことはできない。また、プライバシー保護の観点から、司法修習生等の見学についても認められない。

\*34 資格審査を行う会議期日や選定期日の確認・調整については、遅くとも選定期限の 1 か月半くらい前までに行っておくのが望ましい（被集約庁、地方裁判所及び地方検察庁との間で、あらかじめ 1 年分の日程を調整するなどの運用も考えられる。）。地方裁判所支部所在地にある立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉及び郡山の各検察審査会については、対応する地方裁判所支部及び地方検察庁支部と選定期日を調整し、選定期日立会依頼書を送付することになる。

合、候補者の補充を行うことはできない。

なお、該当者を名簿から削除することを看過し、その者が検察審査員又は補充員に選定された場合であっても、法律上選定をやり直すことはできないため、候補者の確定には十分に留意する必要がある。

イ 会場の設定

選定を行う場所については、法令上何ら定めはない。通常、検察審査会事務局や検審会議室を利用することとなるが、専用の事務室や会議室を備えていない場合には、裁判所と事前に協議して、庁舎内の適当な場所を会場として確保することも考えられる。

ウ パソコンの点検

選定は、検察審査会事務局長（被集約庁の事務処理は集約庁の検察審査会事務官による。）が、くじによって行うこととされており（法 13 I），当該事務を取り扱う集約庁の検察審査会事務局では、最高裁判所から配布されているパソコンを用いてくじを行っている。

したがって、選定に際して故障などによる支障を生じないように、事前に作動状態等を点検して、選定に間に合うよう整備しておかなくてはならない。

(3) 選定期日における事務

ア 選定

選定は、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各 1 人の立会いのもとに、検察審査会事務局長がくじによって行い（法 13 II 前），検察審査員，補充員の順に行わなければならない（令 10 条）。

イ 選定録の作成及び立会人による選定証明

検察審査会事務局長は、検察審査員及び補充員を選定したときは、選定の手続と結果を公証するため選定録を作成し、また、この選定に立ち会った者（地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事）は、選定の証明をしなければならない（法 13 II 後，令 11）。選定の証明は、立ち会った者が選定録の末尾に署名押印することで行うため、検察審査会事務局長は、選定が終わり次第直ちに選定録を作成し、即日、署名押印を得られるようにしておく必要がある。

ウ 検察審査員及び補充員名簿の調製

検察審査会事務局長は、選定を終了したときは、検察審査員及び補充員の名簿を調製しなければならない（令 11）。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 27 頁以下を参照されたい。

(4) 検察審査員及び補充員に対する選定通知

検察審査員及び補充員に対する選定された旨の通知は、通常、任期開始後に速やかに行われる互選会議の招集状の送付と併せて行われる。<sup>\*35</sup>

(5) 選定後に欠格者であることが判明した場合の措置

\*35 この通知をする際に、選任された検察審査員及び補助員の参加意欲を高めることを目的として、例えば「検察審査会ハンドブック」を同封するなどの配慮も考えられる。

検察審査員又は補充員に選定された者が、法5条の欠格者又は6条の就職禁止者に該当することが判明したときは、当該選定は無効となり、その者は当然に審査員又は補充員の地位を失うこととなるが、法5条又は6条に該当することの確認は、審査会議において確認を要する（法12の3、12の7）。<sup>\*36</sup>

#### 4 補充員の追加選定

##### (1) 追加選定が必要な場合

検察審査会長は、検察審査員又は補充員が欠けた場合において、必要と認める員数の補充員（「追加補充員」）を選定することができる（法18の2Ⅰ）。<sup>\*37</sup>

補助事務を行う集約庁の検察審査会事務官においては、追加補充員の選定は、各群における検察審査員及び補充員の任期並びにその欠けた数を考慮して、適時に行わなければならないとされていることに留意が必要である（令11の2）。<sup>\*38</sup>

##### (2) 選定方法

追加補充員の選定は、検察審査会事務局長がくじで行う（法18の2Ⅱ）<sup>\*39</sup>。

検察審査会事務局長は、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由についての資格調査については、各群の任期に応じた時期に質問票を送付して事情を把握しているため、補充員の追加選定に当たって改めて調査を行う必要はない。

被集約庁の検察審査会長が補充員の追加選定が必要であると判断した場合には、集約庁の検察審査会事務官にその員数及び次回の会議期日を連絡し、集約庁の検察審査会事務官において通常の選定と同様の手続を行う。

なお、事務処理手順等については、選定手続マニュアル 30 頁以下を参照されたい。

\*36 検察審査員又は補充員に選定された後に、行政区画の変更により検察審査会の管轄区域が変わり、あるいは管轄区域外に住所を移転してもその地位は失わない。

\*37 追加補充員選定の要否は検察審査会長が判断することとされているが、各群の任期開始後、検察審査会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要が生じた場合には、検察審査会事務局長が必要な補充員を追加選定するかどうかの判断を行うこととなる（法15Ⅰ）。

\*38 補充員の追加選定を行うかどうかについては、あくまで検察審査会長の判断であるが、検察審査員及び補充員の総数に平均出頭率（約7割）を乗じた数が11に満たない場合（検察審査員及び補充員の総数が概ね15人以下となった場合）は、追加補充員の選定を考慮する一応の目安になると考えられる。

\*39 追加補充員をどの群の候補者から選定するかについては、最終的には検察審査会長の判断となるものの、次の方法によることが考えられる。

- ① 欠けた検察審査員又は補充員が属する群が単一である場合は、当該群の候補者の中から選定する。
- ② 欠けた検察審査員又は補充員が複数いる場合で、異なる群に属する場合は、後群の検察審査員又は補充員の数が規定員数に達するまでは後群の候補者から選定し、それでも不足する場合は、前群の候補者から選定する（例：第1群が残り2人（規定員数10人）、第2群が残り8人（規定員数12人）の場合、(1)第2群から追加補充員1人を選定した上、補欠審査員に選定することで検察審査会が構成できる、(2)さらに追加補充員を選定する場合、まず第2群から選定する。この場合、上限は3人となる、(3)それ以上の追加補充員が必要となる場合、第1群から選定することになる。）

## 第4章 検察審査会の成立と維持及び運営

意思決定機関としての検察審査会は、検察審査会長が互選されて初めて成立し、それまでの間は、検察審査会事務局長がその職務を代わって行うこととされている（法15Ⅰ後）。また、検察審査会が開催する審査会議は、検察審査員全員の出席がなければ開催し議決することができず（法25Ⅰ）、検察審査員は、その権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓しなければ職務を行うことができない（法16）。そのため、本章に述べる検察審査会の成立と維持及び運営に関し検察審査会事務官が行う事務は、検察審査会が審査事件及び建議・勧告事件を処理する前提として不可欠となる事務である。これらの事務の大半は、検察審査会の機構の維持に関する事務に分類されることから、検察審査会長の指揮監督（法21Ⅳ）を受けずに、検察審査会事務局長が中心となっていく必要がある。

ただし、検察審査会の維持及び運営に関する事務のうち、審査事件の処理に関する事務（令29Ⅲ①）、審査会議の立会い並びに会議録の作成及び保管に関する事務（法28、令27、29Ⅲ②）などの審査事件及び建議・勧告事件の処理に関する事務（以下「審査等事務」という。）や、これに密接に関連すると解される審査会議の招集手続に関する事務（法22、15、令29Ⅲ②、16）、補欠の検察審査員または臨時の検察審査員の選定に立ち会って選定録を作成する事務（法18Ⅱ、25Ⅲ、令15等）などの審査会議運営のための事務に分類される事務は、検察審査会長の指揮監督の下で行われる必要がある。

### 第1 検察審査会の成立

#### 1 成立時期

意思決定機関としての検察審査会<sup>\*40</sup>（以下この章において「検察審査会」という。）は、11人の検察審査員をもって構成され、検察審査会長が互選されて初めて成立することになる。したがって、検察審査員及び補充員の任期開始後、できるだけ早い時期に審査会議を開き、会長を互選しなければならない（法15Ⅰ前）。

#### 2 審査会議の種類

検察審査会が開催する審査会議には、会長互選会議（法15）、定例会議（法21Ⅰ）及び臨時会議（法21Ⅱ）がある。会長互選会議は、各群の検察審査員及び補充員の任期が開始された後、最初に行われる会議であり、この会議により検察審査会長が互選されて初めて検察審査会が成立することとなる。定例会議は、毎年3月、6月、9月及び12月に行われる会議であり、臨時会議は、検察審査会長が、特に必要であると認

\*40 ここにいう意思決定機関としての検察審査会は、検察審査員のみによって構成される「行政機関としての検察審査会」（第2章第1の2項参照）と同義である。

めたとき<sup>\*41</sup>に行われる会議である。

### 3 検察審査員及び補充員の任期及び職務開始時期

第1群ないし第4群において選定されたそれぞれの検察審査員及び補充員の任期は、いずれも6か月である。具体的には、次の①ないし④のとおりであり（法14）、各群の任期開始日をもって検察審査員又は補充員としての身分を取得すると解される。

- ① 第1群：2月1日から7月31日まで
- ② 第2群：5月1日から10月31日まで
- ③ 第3群：8月1日から翌年1月31日まで
- ④ 第4群：11月1日から翌年4月30日まで

ただし、後記第3の1項で述べるように、新たに検察審査員又は補充員に選定された者は、会長互選会議の開会前に、検察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓をしなければならないこととなっている（法16I）。

## 第2 検察審査員及び補充員の招集に関する事務

### 1 審査会議期日の指定及び招集

#### (1) 審査会議期日の指定

審査会議の種類に関わらず、その期日を定めるのは検察審査会長であり、審査会議の招集も検察審査会長の権限事項である（法22）。<sup>\*42</sup>ただし、検察審査会長が互選されるまでは、検察審査会長の職務は検察審査会事務局長が行うこととされていることから（法15I後）、会長互選会議の招集は、検察審査会長の職務代行者として、検察審査会事務局長が行う必要がある。<sup>\*43</sup>

検察審査会長（会長互選会議については検察審査会事務局長）が審査会議期日を指定するに当たっては、検察審査会事務局職員としては、次の点に留意する必要がある。

ア 会長互選会議は、各群の検察審査員及び補充員の任期開始後速やかに開催しなければならない（法15I前）。

イ 条文上、定例会議が各群の検察審査員及び補充員の任期が開始する月の翌月に設定されていることからすると、通常は会長互選会議と定例会議を同一期日に開催することは想定していないと解すべきである。なお、会長互選会議に引き続いて臨時会議を開催することは差し支えない。

ウ 裁判所の開庁日以外の日を指定することはできない（法45の2）。

#### (2) 審査会議への招集

ア 審査会議の招集状は、検察審査会長が、検察審査員及び補充員全員に対して発

\*41 法21条2項に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、法2条1項1号及び2号に掲げる事項に関連する場合のみならず、検察審査会の運営に関し会議を招集することを必要と認める場合も包含する趣旨と解される。

\*42 期日の指定は、議決事項ではなく、期日の変更についても検察審査会長の権限において行うことができると解する。

\*43 法15条1項及び4項に定める事務局長の会長職務代行権は、時期的には会長が互選され、又は職務を執行できるに至るまでと解され、内容的には会長互選会議の招集等手続的な事項については代行できるが、事件審査等の実体に関する事項については代行できないと解される。

する（法 22）。招集状の発送事務等を取り扱う検察審査会事務官は、病気その他の事由により出頭不能とみられる検察審査員及び補充員に対しても発しななければならない点に留意が必要である。<sup>\*44\*45</sup>

なお、招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過料（法 43 I）に処せられることがある旨を記載しなければならない（法 23）。

## イ 招集状の送付

検察審査員及び補充員に対する招集状は、送達する。ただし、一度招集状の送達を受けたものに対するその後の招集状は、検察審査会長が相当と認める方法によって発することができ（令 16 I）、普通郵便で送付することも考えられる。

招集状の送達については民事訴訟法の規定が準用される。<sup>\*46</sup>ただし、裁判所書記官に属する職務は検察審査会事務官が行う（令 16 II）。送達の方式としては交付送達（民訴 101）、郵便に付する送達（民訴 107）、公示送達（民訴 110）があるが検察審査会の招集状については公示送達の方法によることは許されない（令 16 II）。<sup>\*47\*48\*49</sup>

なお、招集状の送達の日又は令 16 条 1 項ただし書の規定により招集状を発した日から 5 日を経過した日と審査会議期日との間には、急速を要する場合を除き、少なくとも 5 日の猶予期間をおかななければならない（令 17）。

## 2 検察審査員及び補充員の出頭確保

### (1) 出頭確保の重要性

検察審査会が開催する審査会議は、検察審査員 11 人による合議体で行われるため、審査会議当日の出席者が補充員を含めて 11 人に満たない場合、審査会議を開催することができない（法 25 I）。したがって、審査等事務及び審査会議運営のための事務を担う検察審査会事務局にとって、検察審査員及び補充員の審査会議への出頭確保は、審査会議の開催に関する事務の中で最も重要なものの一つである。

### (2) 出頭確保のための具体的方策

---

\*44 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合には、当該審査会議における職務を辞することができるが、この場合においては、番面でその事由を疎明しなくてはならない（法 24）から、検察審査会事務局としては、招集状の欄外に、疾病その他やむを得ない事由により出頭できない場合には、疎明資料（例えば診断書）をつけてその旨申し出るべき旨を付記するのが適当であろう。

\*45 法 8 条 9 号により職務を辞する旨の届出をしている者に対しても、検察審査会の承認が行われない限り、招集状を発すべきである。ただし、職務の執行を停止された検察審査員及び補充員については、これを除くべきである。

\*46 検察審査員及び補充員の招集については、法令上は民事訴訟法の規定によることになっているが、すべての場合にこの方法によらねばならないほどの実質的理由に乏しいので、不出頭者に対する制裁を加える必要がある場合のほかは必ずしも正規の送達方法によっていないのが実情である。

\*47 交付送達は送達の名宛人に直接交付するもので、送達の原則的な方法である。交付送達のうち、郵便の業務に従事する者が行うものを「特別送達」といつている。郵便に付する送達は、交付送達、補充送達又は差置送達がいずれもできない事情がある場合に例外的に許される方法である。これは、送達場所にあてて替留郵便で発送する方法によるもので、発送のとき、すなわち、郵便局で替留郵便を受理したときに送達が完了したものとみなされるものである。

\*48 「送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。」（民訴法 99 I）とされているが、執行官送達については、執行官に支払うべき手数料及び費用についての予算措置が講じられていないため、事実上なしえない。

\*49 招集状に審査申立書、不起訴裁定書等の審査に必要な資料の写しを同封して送付することは、外部に流出した場合は、関係者のプライバシーを侵害するおそれが高いため、不相当といえる。

検察審査会事務官が行う出頭確保の具体的方策については、大きく2つの局面に分けられる。一つは、各群の選定後、最初に開かれる会長互選会議への出頭確保であり、もう一つは、その後に行われる審査会議（定例会議及び臨時会議）への出頭確保である。

(3) 会長互選会議への出頭確保

検察審査員及び補充員の任期開始後、最初に行われることになる会長互選会議に出頭してもらえれば、その機会を捉えて、検察審査会事務官が検察審査会制度について説明するなどの働きかけを行うことが可能となり、検察審査員等が行う職務について関心をもってもらうことが期待できる。こうした働きかけにより、次回以降の審査会議に出席してもらえる可能性が高まると考えられるため、会長互選会議への出頭確保は極めて重要である。

この出頭確保へ向けた取組としては、具体的に以下のようなことが考えられる。

ア 候補者説明会の開催

検察審査員及び補充員の選定に先立ち、検察審査会事務局において候補者説明会を開催して検察審査会制度の説明を行い、その際に検察審査会事務局長が、検察審査員等に選定された際における会議への出席について願います。もっとも、開催の必要性については、各検察審査会の地域性（交通の便、高齢者の割合等）による参加者数の多寡や開催準備のための事務局側の人的物的態勢等とのバランスをも考慮して判断することとなる。

イ 検察審査員又は補充員本人への個別的な協力依頼

質問票に対する回答が返送されないなど、連絡を取ることができない者が検察審査員に選定された場合や、職務を行うことに消極的な者が検察審査員等に選定された場合に、検察審査会事務局長が、当該検察審査員又は補充員の自宅に赴き、本人に検察審査会制度の趣旨を説明するなどして出頭の協力を依頼する。なお、このための予算措置も講じられている。

また、一般の公務員や会社員等が検察審査員に選定された場合、当該検察審査員は、本来の公務又は業務と検察審査員の職務とを兼ねることとなるが、いずれの場合にも、次の(ア)及び(イ)のとおり、検察審査員または補充員の職務に当たることによって法律上不利益な扱いを受けないこととされていることを説明する。

(ア) 一般の公務員が検察審査員に選定された場合

例えば国家公務員（非常勤を含む。）の場合には、国家公務員法の規定に基づき制定された定め<sup>\*50</sup>があり、従前から、検察審査員の職務は「選挙権その他公民としての権利の行使」に該当するとされている。

また、「一般職の職員が検察審査員に就任した場合には特別休暇の取扱いをして差し支えない。」旨の行政解釈が発せられており、原則的に検察審査員の職務執行を保障すると同時に、賃金カット等の不利益措置をとらないこととされている。

\*50 人事院規則 15-14（職員の勤務時間及び休暇）（平成6.7.27.同年9月1日施行）及び人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（平成6.7.27.同年9月1日施行）

(イ) 一般の会社員等が検察審査員に選定された場合

労働基準法は、「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」（同法7）と規定し、労働者に公民としての権利行使及び職務執行を保障しており、検察審査員としての職務執行も、同条の「公の職務の執行」に該当するものと解されている。

また、労働者が検察審査員の職務を行うために休暇を取得したことその他検察審査員、補充員若しくは検察審査員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない（法42の2）とされている。

ウ 勤務先への協力依頼

検察審査員又は補充員に選定された者から、勤務先との関係で出頭が困難であるとの申出があった場合には、検察審査会事務局長が、勤務先の担当者に対し、検察審査会制度の趣旨等を電話で説明し、あるいは、それらの趣旨を記載した文書を送付し、さらには、勤務先に赴いて担当者に対面で説明するなどして勤務先の理解と協力を求める。<sup>\*51</sup>

(4) 会長互選会議後の審査会議への出頭確保

この局面では、検察審査会事務官が、会長互選会議後の第1回の審査会議において、検察審査員及び補充員に制度に対する興味や理解を得られるような方策を講じ、その後の審査会議に積極的に参加してもらえようようにすることが重要となる。

具体的には、次のようなことが考えられる。

ア 広報用DVD等の上映

会長互選会議後の第1回の審査会議に出頭した検察審査員及び補充員に対し、検察審査会の広報用DVDを視聴してもらい、検察審査会制度の趣旨や検察審査員等の職務の内容等について理解してもらおう。併せて、検察審査会事務局長が次回審査予定の事件の概要を話すなどした上で出頭をお願いする。

イ 審査会議期日の指定に当たっての配慮

検察審査会事務局長が、予め検察審査員及び補充員の都合を確認し、これを検察審査会長に伝えておく。これにより、検察審査会長が次回の審査会議期日を円滑に指定することが可能となる。そのほか、検察審査会事務局長から検察審査会長に対し、①次の会議期日まで1か月程度空けるなど、検察審査員及び補充員の日程調整が容易になるよう配慮してもらおう、②検察審査員及び補充員が出頭しやすいよう審査会議の開始時間や終了時間に配慮してもらおうこと（例えば、交通機関の混雑を避けるため、午前10時から午後3時くらいまでとするなど）も考えられよう。

\*51 例えば、審査会議期日の指定に当たっては、各検察審査員等の都合に十分配慮して調整を行うことを説明することが考えられる。検察審査員及び補充員には出頭の義務があること、出頭は労働基準法7条にいう「公の職務の執行」に当たること、法42条の2において検察審査員、補充員若しくは検察審査員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いが禁止されていることなどの説明を行うことも考えられるが、まずは検察審査会の趣旨を丁寧に説明し、自発的な協力が得られるよう努力すべきである。

### 第3 会長互選会議期日における事務

#### 1 権限、義務等の説明・宣誓

検察審査員及び補充員は、地方裁判所長又は地方裁判所の支部に勤務する裁判官からその権限、義務その他必要な事項の説明を受け、宣誓をした後でなければその職務を行うことができない（法16Ⅰ）。<sup>\*52</sup>そのため、検察審査会の円滑な運営を担う検察審査会事務局としては、宣誓を終えない検察審査員、補充員があるために会議の開催に支障を来すとといったことのないよう、事前準備に十分に配慮すべきである。<sup>\*53</sup>

##### (1) 実施時期

権限、義務等の説明及び宣誓は、会長互選会議の開会前に行わなければならない（法16Ⅰ）。会長互選会議の当日に欠席した検察審査員又は補充員については、次期日に出頭した際、検察審査員及び補充員の権限、義務等を説明し、宣誓をさせることになる。<sup>\*54</sup>したがって、検察審査会事務官は、この場合には、次期日の調整等に当たって説明・宣誓に要する時間を考慮し、他の検察審査員より早く出頭してもらう必要があることに留意すべきである。

##### (2) 宣誓の方式

宣誓の方式は、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が起立して「良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う」旨を記載した宣誓書を朗読したのち、検察審査員及び補充員が各別に宣誓書に署名押印をする（法16Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）。<sup>\*55</sup>会長互選会議の当日に欠席したため、次期日で説明・宣誓手続を行う場合においても、法定された方式によって宣誓等を行う必要があることから、裁判官の常駐しない裁判所に所在する検察審査会事務局の検察審査会事務官は、検察審査会長が審査会議期日を指定するに当たってこの点を十分に配慮できるよう注意しなければならない。

なお、検察審査員及び補充員が、この宣誓を拒んだときは10万円以下の過料に処せられる（法43Ⅰ②）。

#### 2 検察審査会長の互選

##### (1) 検察審査会長の職務等

ア 会長互選会議の結果、検察審査会長が互選されると、検察審査会長を議長とする合議体の組織が整い、検察審査会が成立する。

イ 検察審査会長は、審査会議の議長となるのと同時に、合議体の一員として議決に際して1票を行使することができる。検察審査会長は、議長として議事を整理し、会議の秩序を保持し、その進行を図るという職責を有することになるが、検

\*52 地方裁判所長又は支部長に差し支えがあるときは、検察審査会事務局においては、他の裁判官が下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁規則第16号）22条の規定によって代理するよう取り計らうのが相当である。

\*53 検察審査会事務官は、法16条の説明・宣誓の手続については会議録を作成する必要はないが、説明・宣誓の日時、場所、説明した裁判官の氏名、宣誓した審査員等の氏名、欠席した審査員等の氏名等は、記録（例えば、説明・宣誓録）にとどめ、これを、事務記録（検・審・ろ1選定等1）に編綴しておく取扱いとするのが相当であると考えられる。

\*54 検察審査員が会長互選会議期日に出頭しなかった場合は、検察審査会長に代わって、検察審査会事務局長が出頭した補充員の中から臨時的検察審査員を選定し、互選会議を開催することとなる（後記第5の1項）。

\*55 検察審査員又は補充員が宣誓書に署名できないときは、検察審査会事務局長が代書し、その旨を記載して押印するのが相当である。

察審査会長といえども合議体の構成員にすぎないから、特別の規定や検察審査会の委任がなければ、単独で行為することはできない。

ウ 検察審査会長は、検察審査会の事務を掌理する（法 15Ⅱ）ほか、補欠審査員の選定（法 18）、追加補充員の選定（法 18 の 2）、会議の開催（法 21）、招集（法 22）、臨時審査員の選定（法 25Ⅱ）、審査順序の変更（法 33）、除斥事由の調査（法 34Ⅰ）及び会議録への署名押印（令 27Ⅱ）等の事務を行い、日当政令に規定する旅費、日当及び宿泊料の額を決定する権限を有する。

また、これらの事務を処理するに当たって検察審査会事務官を指揮監督（法 20Ⅳ）するほか、審査補助員の職務についてもその職務を指揮監督（法 39 の 2Ⅲ）することになる。

エ 会長の任期は、互選された日から旧群の検察審査員及び補充員の任期が終了する日までである。

## (2) 互選の方法等

ア 会長互選会議において検察審査会が行う会長互選の方法については、特別の定めがないことから、その方法は問わないが、くじによる方法は互選とはいえないので、無記名投票等によるのが相当であろう。ただし、会長互選会議に出席した段階では、前群と後群の検察審査員及び補充員の間に各自面識がなく、検察審査会長にふさわしい人物の選択が難しいと考えられる。そこで、検察審査会事務局長は、検察審査会長の互選をする前に、検察審査会長の職務内容について簡潔に説明した上、そこで各検察審査員の紹介をする等適宜の方法により、検察審査員相互間において人物を知り得る機会（座談会など）を設けるのが相当であろう。

\*56

また、会長互選に当たっては、検察審査会長の職務は多岐にわたり、また、他の検察審査員に比べ検察審査会事務局との連絡の必要性が高いこと等を考慮し、検察審査会長及び「臨時に検察審査会長の職務を行う」者（法 15Ⅴ）の決定に際しては、リーダーシップのほかに、出頭又は連絡等のしやすさといった事情をも考慮することが望ましいことも検察審査会事務局長から検察審査員に説明するのが相当と思われる。<sup>\*57</sup>

イ 検察審査員及び補充員が、選定後、法 5 条、6 条及び 17 条の事由に該当するに至ったときは、その身分を失い、又は職務の執行を停止されることになるから、検察審査会事務局長は、会長互選会議の際、検察審査員及び補充員に対し、身分上の変動があったときは、直ちに届出をするよう依頼しておくのが相当であろう。

\*56 自己紹介等に先立ち、各検察審査員及び補充員から職業や年齢、経歴等を記載した名簿を作成し・配布することも考えられるが、個人のプライバシーの問題もあることから、名簿の記載については、各検察審査員及び補充員の判断に任せる等の配慮は必要である。

\*57 この点に関する運用の実態をみると、検察審査会長は、引き続き任期のある臨時に検察審査会長の職務を行う者に就任していた者の中から互選し、新任者の中から臨時に検察審査会長の職務を行う者を互選するといった方法をとっている庁も多数あるようである。例えば、第 1 群から会長と第 1 順位の副会長を、第 2 群から第 2 順位の副会長を互選し（あるいは第 1 群から会長を、第 2 群から副会長を互選し）、第 1 群の任期終了後第 3 群が選定されると、第 2 群の前副会長が会長に互選されるという方法で、これを繰り返しているようである。そのような形で会長が選出される場合には、副会長時代に議事運営能力の有無について把握することができ、また、会長の下で経験を積むこともできるので、ふさわしい会長の選出という利点が考えられる。

ウ 会長互選会議期日に検察審査員が欠席した場合、検察審査会事務局長が臨時の検察審査員を選定して会長互選会議を開催し、会長を互選することになる（後記第5の1項参照）。ただし、選定された臨時の検察審査員は選挙権を有するが、その審査会議期日に限り検察審査員の職務を行う者であって被選挙権を有しないため、検察審査会事務官は、臨時の検察審査員を検察審査会長に選任することは許されないとこの点に注意すべきである。<sup>\*58</sup>また、会長互選会議期日に出頭しなかった検察審査員を検察審査会長に互選することも可能であると解されているが、検察審査会事務官としては、検察審査員に対して、事前に本人の承諾を得ていないという問題点を踏まえた上で、互選に臨むように注意喚起する必要があると思われる。

### (3) 検察審査会長の欠けつ

互選された検察審査会長の辞任、検察審査会による罷免については、法に明文規定はないが、会長が辞意を表明し、他の検察審査員において異議のないときは辞任し得るものと解されている。また、会長が死亡し、又は欠格者となり、若しくは検察審査員の職務を辞したため欠けたとき、又は禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されたため検察審査員としての職務の執行を停止されたときは、補欠の審査員を選定した上、改めて検察審査員の中から検察審査会長を互選しなければならない。この場合、互選されるまでは検察審査会事務局長が検察審査会長の職務を行う（法15Ⅳ）。

検察審査会長が病気のため会議期日に出頭できないとき、又は職務の執行から除斥されたとき等、一時的に職務を行うことができない場合には、あらかじめ検察審査会の定める順序によって他の検察審査員が臨時に検察審査会長の職務を行う（法15Ⅴ）。

なお、臨時に検察審査会長の職務を行う者の順序を定める方法及び人数については、特別の規定はない。<sup>\*59</sup>

## 3 包括的議決

会長互選会議期日において、検察審査会は、その後の審査会議における事件審査等を円滑に進めていくために必要な事項について包括的議決をしておくことが望ましいと考えられる。そこで、検察審査会事務局長が、検察審査会長に対し、会長互選会議期日において会長互選後に臨時会議を開催し、少なくとも次のア及びイについて同会議の議事として取り上げてもらうことを説明することが考えられる。<sup>\*60</sup>

### ア 記録の取寄せ

\*58 他方、臨時の検察審査員と異なり、補欠の検察審査員（後記第5の2項）は選挙権と被選挙権の双方を有する。

\*59 事件審査のある会議日に、会長及び臨時に検察審査会長の職務を行う者が全て欠席した場合には、会長互選会議の期日の手続と同じように考え、検察審査会事務局長が臨時の検察審査員を選定し、会議体を構成した上で、その中から臨時に検察審査会長の職務を行う者を互選する方法が考えられる。

\*60 個々の事件についてその取扱いを異にせず、一般的定型的に必要な事項は包括的委任に親しむが、そうではないものは包括的委任に親しまないと考えられる。不起訴記録・不起訴裁定書の取寄せなどは前者に属するが、その他の資料の調査、取り寄せ、被疑者・申立人の呼出などについては、その必要性は必ずしも全ての事件について共通であるとはいえず、後者に属するものであると考えられる。なお、委任を受ける者は、会長でも事務局長でもよいが、申立てがなされた場合に、事務局長が委任を受けておくほうが、速やかに対応ができるものと考えられる。また、会長互選会議に引き続いて臨時会議を開き、包括的委任に関する議決をした場合には、別に臨時会議録に記載する必要がある。

検察審査会が審査事件の審査をするに当たっては、まず、検察庁から当該事件の不起訴記録を取り寄せ（法 35 前）、これを検討する必要がある。検察庁に対して不起訴記録の提出を求めることは検察審査会の議決が必要となるが、あらかじめ検察庁から不起訴記録を取り寄せることを、検察審査会事務局長に包括的に委任する議決をしておくことによって、検察審査会事務局長は、事件が係属した都度、検察審査会の議決を経ることなく、検察審査会名で不起訴記録の取寄せを行うことができることとなる。

#### イ 小委員会

出席した検察審査員及び補充員の数が合計 11 人に満たず、審査会議を開くことができない事態を防ぐため、あらかじめ、出頭者の定数が足りないときは小委員会（後記第 6 の 2 項）に切り替えて審査のための準備行為等を行う旨の包括的議決をしておくことにより、実質的な流会を防ぐことができる。<sup>\*61</sup>

#### 4 会議録の作成

ア 審査会議の議事については、検察審査会事務官がこれに立ち会い会議録を作成しなければならない（法 28）。しかし、令 27 条により記載事項が定められているのは、法 2 条 1 項 1 号に規定する事項に関する会議録（審査事件会議録）に関するもののみであり、会長互選会議録の記載事項を定めた法及び政令の明文規定は存在しない。<sup>\*62</sup>

現在、検察審査会における会議録の様式は、平成 21. 5. 7 最高裁判一第 00070 号刑事局長通達によって定められており、同日付けの事務連絡により事務の参考として記載要領等が示されている。

イ 会長互選会議において検察審査会長の職務を行う検察審査会事務局長は、同時に検察審査会事務官の資格を有するから、検察審査会事務局長以外に事務官の立会がない場合は、検察審査会事務局長が自ら会議録を作成する。この場合の官職の記載は、「検察審査会事務官事務局長何某」とする。

ウ なお、会長互選会議期日と同じ日に引き続き検察審査会の運営に関する議事を行ったときは、会長互選会議後に臨時会議を開いたものとして会長互選及び臨時会議録を作成する（同通達別紙様式第 6 参照）。また、会長互選会議期日と同じ日に引き続き審査事件の審査（又は建議・勧告に関する議事）を行ったときは、会長互選会議録と審査事件会議録（又は建議勧告事件会議録）を作成する。

#### 第 4 検察審査員及び補充員の欠席、辞職、職務執行停止

##### 1 検察審査員及び補充員の欠席

検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる（法 24）。これは、当該会議期日における職務のみを辞する場合であるから、法 8 条による辞職

\*61 小委員会はあくまで例外的な取扱いに過ぎないことから、かかる包括的議決は、会長互選会議に際して、明示的に得ておくべきものと考えられる。

\*62 会議録における検察審査会長及び検察審査会事務官の署名押印については、いずれもこれを記名押印に代えることができる（令 1 条 3 項）。

の場合と異なり、検察審査員又は補充員としての身分を失うものではない。<sup>\*63</sup>

法 24 条の「やむを得ない事由」とは、法 43 条 1 項 1 号の「正当な理由」と同趣旨であり、客観的にみて出頭することが不可能と認められる事由を指すものと解される。具体的には疾病、交通途絶などがこれに当たり、このような理由により、指定された会議期日の職務を辞するときは、当該検察審査員及び補充員は、その事由を書面で疎明しなければならず、<sup>\*64</sup>検察審査会長に対して欠席届を提出することとなる。ただし、この場合、検察審査会又は検察審査会長の承認は要しないと解される（法は、承認を要する場合を法 8 条 9 号の辞任に限定している。）。

なお、検察審査員が欠席したときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時の検察審査員（後記第 5 の 1 項）を選定しなければならない（法 25 II）。

## 2 検察審査員及び補充員の辞職、職務執行停止

### (1) 検察審査員及び補充員の辞職

法 8 条各号の辞職事由については、前章で述べたとおりであり、検察審査員が同条各号に掲げられた事由によりその職務を辞そうとするときは、書面<sup>\*65</sup>でその事由を疎明しなければならない（令 12 I）。<sup>\*66</sup>法 8 条 1 号ないし 8 号の辞職事由を疎明して辞職を申し出た場合は、検察審査会の承認を得る必要はないと解される。<sup>\*67</sup>これに対し、同条 9 号の事由（「重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由」）による場合、その事由の有無の判断は検察審査会の裁量に委ねられており、検察審査会において職務を辞することの承認がなされなければならないことに注意すべきである。<sup>\*68</sup>なお、辞職の届出期間については、特別の制限はない。

### (2) 検察審査員の職務執行停止

禁錮以上の刑に当たる罪<sup>\*69</sup>につき起訴<sup>\*70</sup>され、その被告事件の終結<sup>\*71</sup>に至らない

\*63 法 24 条によって長期療養の診断書を添付し欠席届を提出した検察審査員又は補充員について、その症状に照らし、法 8 条 9 号の事由があると考えられる場合においても、辞職届が提出されていない以上、検察審査会または検察審査会事務局が同人に対し辞職するよう勧告することは相当でない。

\*64 「疾病その他やむを得ない事由」を疎明する書面については、法令上具体的な定めはないが、検察審査員の辞職事由において求める疎明資料（前章第 3 の 1 項参照）と同様に、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、比較的提出が容易な適宜の書面で足りると考えられる。

\*65 前章第 3 の 1 項において既に述べたとおり、検察審査員の辞職事由を疎明する書面については、診断書等の正式な資料を求める必要はなく、身分証明書や医療費の領収証等、比較的提出が容易な書面で足りる。

\*66 法 8 条は、「検察審査員」の辞退について規定している。しかし、本条を規定した趣旨が、検察審査員は、法 5 条及び 6 条の規定に該当する者を除いて、無差別に選定されることに伴い、当該検察審査員の身分、職業その他の事情によっては、辞職できる余地を認めておく必要があるためであることからすると、法 8 条は、補充員についても同様に適用があると解すべきである。

\*67 この場合における辞職の効力は、検察審査会が当該申出を適法と認めて書面を受理したとき（検察審査会において受理を確認したとき）に発生するものと解される。

\*68 検察審査会がいったん行った辞職の承認は、取り消すことはできず、また、辞職を承認された者が任期中再び検察審査員としてその職に就くことはできないと解される。

\*69 「禁錮以上の刑に当たる罪」とは、法定刑として死刑、無期又は有期の懲役刑若しくは禁錮刑の規定されている罪をいい、禁錮以上の刑とともに選択刑又は併科刑として罰金刑以下の刑が定められている場合を含む。

\*70 「起訴」には、公判請求のほか、公訴を提起すると同時に略式命令又は交通事件即決裁判の請求がなされた場合を含む。また、付審判の決定（刑訴 266②）が行われたときも同様である。

\*71 「その被告事件の終結」とは、裁判が上訴又はこれに準ずる通常の不服申立方法（再審、非常上告のような非常救済手段は含まれない。）をもって争い得ない状態になった場合（上訴期間満了、上訴権放棄、上訴の取下げ、上告審における判決訂正申立期間若しくは異議申立期間満了又はこれらの申立てに対する裁判のなされたとき）をいう。

検察審査員及び逮捕又は勾留されている検察審査員は、その職務の執行を停止される（法 17 I）。\*72\*73

これは、被告人及び逮捕又は勾留されている者は、刑事司法手続の対象となっていることから、同じ刑事事件について検察官が行った不起訴処分の相当性を判断する検察審査員となる場合、その判断の公正さ、信頼性に疑問が生じ得るからであると考えられる。

- (3) 検察審査員が辞職し、またはその職務の執行が停止された場合は、検察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の検察審査員（後記第 5 の 2 項）を選定しなければならない（法 18 I）。

## 第 5 臨時、補欠の検察審査員の選定

### 1 検察審査員の欠席、辞退等

審査会議は、検察審査員 11 人全員の出席がなければ開催することができない（法 25 I）。そのため、審査会議の招集を受けた検察審査員が特定の会議期日に欠席した場合や、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由により検察審査員が欠けた場合等には、それぞれ検察審査会長が当該検察審査員に代わって職務を行う「臨時の検察審査員」（法 25 II）または「補欠の検察審査員」（法 18 I）をくじで選定することになる。

両者については、次の比較表のとおり異同がある。

---

\*72 法 17 条は、検察審査員の職務執行停止について規定したものであり、補充員に対しては適用されない。しかし、検察審査員が欠けた場合や検察審査員が審査会議に出頭しない場合には、補充員から補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員が選定されることになるところ、当該補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員が職務停止中の者である場合には、その者が関与した議決は無効となると解される。したがって、検察審査会事務官は、このようなことがないように、検察審査員だけでなく、補充員に対しても併せてその旨説明しておき、審査会議の際等に、補充員に対しても同条該当の有無を適宜確認しておく必要がある。

\*73 法 17 条 1 項 1 号によって職務執行停止中の者の被告事件が終結した場合の取扱いは次のとおりと解される。1 年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた場合（刑の執行猶予の有無を問わない。）には、法 5 条 2 号の欠格事由に該当しその職務を退くことになろう。また、1 年未満の懲役又は禁錮もしくは罰金に処せられた場合でも、公職選挙法 11 条、252 条に該当するときは衆議院議員の選挙権を有しなくなるから、その職務を退くことになる（法 4、12 の 7 ①参照）。

その他の場合については、職務の執行停止が解かれ、残存任期がある限り再び検察審査員等の職務につくことになる。

臨時・補欠の検察審査員の比較表

	臨時の検察審査員(法25Ⅱ)	補欠の検察審査員(法18Ⅰ)
選定を要する場合	① 検察審査員が会議期日に出頭しないとき ② 出頭した検察審査員につき法34条による除斥の議決があったとき	① 検察審査員が欠けたとき ・ 死亡したとき ・ 衆議院議員の選挙権を有しなくなったとき ・ 法5条の欠格事由又は6条の就職禁止事由に該当するに至ったとき ・ 法8条により辞職したとき ② 法17条により検察審査員の職務の執行が停止されたとき
任期	当該期日に限られる	欠けた検察審査員または職務の執行が停止された検察審査員の任期の残存期間
選定方法	検察審査会長(互選会議は検察審査会事務局長)が補充員の中からくじで選定	

## 2 臨時の検察審査員の選定

(1) 「検察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第34条の規定により除斥の議決があったとき」(法25Ⅱ)

ア 審査会議は、検察審査員11人全員の出席がなければ開催することができない(法25Ⅰ)。また、出頭した検察審査員が、法34条により除斥された場合は、その職務の執行から除斥される。したがって、①検察審査員が会議期日に出頭しないとき、あるいは②出席したものの法34条により除斥された検察審査員があるときは、検察審査会長(会長互選会議に際しては検察審査会事務局長)は、当日出席した補充員<sup>\*74</sup>の中から、出席した検察審査員と合わせて11人に満ちる人数だけ、くじで臨時の検察審査員を選定しなければならない(法25Ⅱ)。<sup>\*75\*76</sup>

イ 検察審査員が疾病その他やむを得ない事由(法24)により欠席する場合が想定されるが、検察審査員が会議期日に出頭しない以上、検察審査会長は、出頭しないことが「やむを得ない事由」がある場合に当たるかどうか、同条の書面による疎明がなされたかどうかに関わらず、補充員の中から臨時の検察審査員を選定し

\*74 ただし、衆議院議員の選挙権を失った者、法5条に掲げる欠格事由のある者、6条に掲げる就職禁止事由のある者及び禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴されまだその被告事件の終結に至らない者を除く(令13)。

\*75 ある事件の議決を予定していた期日において、その事件の審査に1回も関与したことがない補充員が臨時の検察審査員として選ばれる可能性もあるが、法は、補充員は平等に検察審査員になることができるとする立場をとっていることから、そのような補充員が審査会議への出席を拒んだり辞退したりすることは許されず、また、始めからその事件の審査に関与している補充員を優先的に臨時の検察審査員に選定するような取扱いも許されないと解されている。

\*76 検察審査員が会議期日に出席して、会議開会前に法8条9号を理由に辞職を申し出た場合、その辞職承認に関する会議に、当該辞職を申し出た検察審査員は出席することはできないと解されている。この場合、旅費日当の支給の可否は、検察審査会長の判断事項となるが、支給する場合には、平成16年6月18日付け刑第一177号刑事局長、経理局長依命通達「「検察審査員等の日当の支給基準等について」の一部改正について」の別表記載の「その他の日」の額に準じて取り扱うことが考えられる。

なければならない。

ウ 招集を受けた検察審査員が、死亡、欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由があるために会議に出席しなかった場合、該当性の判断（確認）主体は、検察審査会とされている（法 12 条の 7）。そのため、検察審査員が死亡したり、欠格事由（法 5）又は就職禁止事由（法 6）に該当し若しくは法 8 条により職務を辞し、若しくは職務の執行を停止（法 17）されたために出頭しない場合は、検察審査会長が、いったん臨時の検察審査員を選定し（法 25 II）、審査会議を開いて欠格事由等の該当の有無を確認した上で、次項に述べる補欠の検察審査員（法 18）を選定することになる。<sup>\*77</sup>

エ 検察審査員が出頭した上で、法 8 条 9 号による辞職を申し出た場合における承認の許否を決する議決については、明文はないが、検察審査会長は、臨時の検察審査員を選定して議事を行うべきものと解する。<sup>\*78</sup>この場合、審査会議において辞職が承認されたときは、検察審査会長は、「検察審査員が欠けたとき」として補欠の審査員（法 18 I）を選定すべきこととなる。他方、辞職が承認されなかったときは、辞職を申し出た検察審査員が臨時の検察審査員と交替して以後の議事に関与すべきこととなる。

オ 審査会議に検察審査員の 1 人が遅参したため、検察審査会長が補充員を臨時の検察審査員に選定して会議を開いた場合には、原則として、臨時の検察審査員は遅参した検察審査員が出頭した時点でこれと交替すべきである。もっとも、検察審査会長の判断により、審査の進行状況に照らし、例外的に交替させないこともできるものと考えられる。<sup>\*79</sup>

カ 会長互選会議に欠席したため法 16 条の宣誓をしない検察審査員が次回審査会議に出頭したが、当日裁判官差し支え等により、会議前に諭告、宣誓ができない場合には、臨時の審査員を選定することにより処理することが考えられる。<sup>\*80</sup>

## (2) 任期

臨時の検察審査員の職務は当該期日に限られる。したがって、検察審査会事務官は、会議期日における臨時の検察審査員を、検察審査会の議決によって検察審査会長に選任することはできず、審査のための準備行為等を行う小委員会（後記第 6）のメンバーとすることも許されない点に注意を要する。

## 3 補欠の検察審査員の選定

### (1) 「検察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたとき」（法 18 I）

\*77 不出頭の補充員が補欠の検察審査員に選ばれたときは、検察審査会長は、さらに補充員の中から臨時の検察審査員を選定しなければならない。

\*78 法 8 条 9 号により検察審査員の辞職が承認された場合の補欠の検察審査員の選定に当たっては、辞職承認の議決のため臨時の検察審査員となっていた者も、被選定者に含まれる（臨時の検察審査員たる地位は、辞任申出をした者が検察審査員としての地位を有することを前提としており、その者の辞職が承認された場合は、その時点で、臨時の検察審査員たる地位を失い、補充員に戻ることとなるため。）。

\*79 審査会議開催前において、審査員から会議の途中で早退したいと申出があった場合には、審査員が早退した段階で補充員の中から臨時の検察審査員を選定することになる。なお、検察審査員が早退する以前の段階で事前に臨時の検察審査員を選定することを法は予想していない。

\*80 この場合、宣誓が未済の当該検察審査員については、会議録の審査員出欠欄は「出席」と記載し、備考欄に「出席しているが諭告、宣誓が未済である」旨付記する取扱いが考えられる。

検察審査員の辞職等により「検察審査員が欠けたとき」、または「職務の執行を停止されたとき」は、検察審査会長は、補充員の中から、くじで補欠の検察審査員を選定しなければならない。<sup>\*81\*</sup><sup>\*82</sup>（法 18 I）具体的には、検察審査員の選定後に検察審査員に下記①ないし⑤のいずれかの事情が生じた場合があげられる。<sup>\*83</sup>

ア 死亡したとき（法 12 の 7 ①参照）

イ 衆議院議員の選挙権を有しなくなったとき（法 4, 12 の 7 ①参照）

ウ 法 5 条の欠格事由又は 6 条の就職禁止事由に該当するに至ったとき

エ 法 8 条により辞職したとき

オ 法 17 条により職務の執行を停止されたとき

## (2) 会長互選会議における補欠の検察審査員の選定

会長互選会議の招集を受けた検察審査員が、上記(1)アないしオのいずれかの事由があることを届け出て会議期日に欠席するなど、会長互選会議において補欠の検察審査員の選定を行う必要がある場合には、いったん臨時の検察審査員を選定し、検察審査会長を互選した後、欠席した検察審査員の欠格事由や就職禁止事由又は辞退事由の該当性を確認（法 8 条 9 号の辞退事由については承認）する必要がある。

具体的には、次の①ないし④の手順で補欠の検察審査員を選定することになる。

① 検察審査会長の職務代行者として、検察審査会事務局長が、補充員の中から臨時の検察審査員をくじで選定する（法 25 II, 15 I 後）。

② 検察審査会は、会長互選会議を開催して検察審査会長を互選する（法 15 I 前）。

③ 検察審査会は、臨時会議を開催して、欠席した検察審査員の上記(1)アないしオの事由の該当性を確認（法 8 条 9 号の辞退事由については承認）する。

④ 検察審査会長は、補充員の中から補欠の検察審査員をくじで選定する（法 18 I）。

## (3) 任期

補欠の検察審査員は、特定の検察審査員の補欠であるから、その任期は欠けた検察審査員の任期の継続であり、かつ、残存期間である。したがって、選定された補欠の検察審査員の任期中に、欠けた検察審査員又は職務の執行を停止された検察審査員の任期が終了したときは、当該補欠の検察審査員は、以後補充員の身分に戻る事となる。また、補欠の検察審査員としての身分にあるうちに自己の任期が終了したときは、補欠の検察審査員及び補充員のいずれの身分も失うことになる。この場合、検察審査会長は、新たに補欠の検察審査員を選定しなければならない。<sup>\*84</sup>

\*81 補欠の検察審査員は、「検察審査員」であって、職務が選定された期日に限られる「臨時の検察審査員」ではないので、明確に区別しなければならない。したがって、議決書等への表示は「検察審査員」とすべきである。

\*82 住所も居所も不明な検察審査員について呼出しの必要はないが、検察審査会事務官は、それを疎明する資料を残しておくべきである。この場合、法律上補欠の検察審査員を選定することはできないため、検察審査会長は、臨時の検察審査員を選定して会議体を構成することになる。

\*83 検察審査員が①ないし⑤の事由によらずに審査期日に出頭しない場合（欠席届の提出がない場合を含む。）、検察審査会長は、補欠の審査員を選定することはできないから、臨時の検察審査員を選定する必要がある（法 24）。

\*84 補欠の検察審査員の選定に当たって、選定された補欠の検察審査員の任期が欠員となった検察審査員の任期満了前に終了し、このため、再度補欠の検察審査員を選定しなければならない場合の労を省く趣旨から、当該検察審査員と同じ群の補充員のみの中から補欠の検察審査員を選定する取扱いは許されないと解されている。この点

なお、職務の執行を停止された検察審査員があったために補欠の検察審査員を選定した後、職務執行停止中の者が「1年以上の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者」（法5②）に該当するに至った場合又は死亡等により確定的にその身分を喪失したときは、改めて補欠の検察審査員を選定し直す実質的な必要性は認められないので、再度の補欠の検察審査員の選定を行う必要はないと解される。

#### 4 選定録の作成

検察審査会長が補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員を選定する際には、検察審査会事務官が立ち会って選定録を作らなければならない（法18Ⅱ，25Ⅲ，令15）。<sup>\*85</sup>

### 第6 審査会議の不成立

#### 1 流会

すべての審査会議は検察審査員11人の合議体で行われるため、審査会議当日の出席者が補充員を含めて11人に満たない場合には、会議を開催することができない（法25Ⅰ）。これを「流会」という。

会長互選会議又は定例会議が流会となった場合、検察審査会長は、できるだけ早い時期に次回期日を指定しなければならない。<sup>\*86</sup>また、会長互選会議期日が流会となったために検察審査会長を選ぶことができなかった場合には、当日出席した検察審査員及び補充員に対する次回期日の招集状は、会議終了後、検察審査会事務官が自ら招集状を出席した検察審査員及び補充員に交付し、交付送達報告書を作成することになる（令16Ⅱ，民訴100）。この場合、1通の送達報告書に検察審査員及び補充員の連署受領印を徴する方法も差し支えない。<sup>\*87</sup>

会議が開かれなかった場合、検察審査会事務官が会議録を作成することは法律上義務づけられていないが（法28参照）、会議が開けなかった場合にも、その経過等を明らかにしておく趣旨で、便宜上、当該会議録に記入しておく運用が望ましい。記載の方法としては、検察審査会事務官において、会議録の各該当欄に、年月日、検察審査員及び補充員の氏名、出欠を記載し、下方の余白の部分に「検察審査員の定数不足のため、会議は開かれなかった。」旨を記載して署名押印しておけば足りる。

#### 2 小委員会

##### ア 構成

検察審査会は、検察審査員11人全員の出席がなければ審査会議を開き議決することができないが（法25Ⅰ）、審査会議の議決に基づいて、検察審査員の一部をもって小委員会を構成し、審査のための準備を行うことができる。あくまで準備のためのものであるから、検察審査会の意思決定を要する事項や小委員会を構成していな

---

については、第3章「第3 補充員の追加選定」と異なるので、注意を要する。

\*85 選定録は、平成21.5.7最高裁判第一第00070号刑事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」別紙様式第6を利用して作成する。なお、補欠の検察審査員を選定した場合に、システム上名簿を訂正する必要はない。

\*86 この場合において、当日出席した検察審査員をもって小委員会（後出）を構成し、証人の取調べをする等の処理を行うことは許されない。

\*87 民事訴訟法94Ⅰは、呼出の方法について定めたもので、送達に関する規定ではなく、令16条による準用の範囲外であるから、審査会議に出席した検察審査員及び補充員に対して次回の会議期日を告知することをもって送達に代えることはできないので、送達事務を取り扱う検察審査会事務官において注意を要する。

い検察審査員との間で判断資料に格差を生じ得るような活動はできない。<sup>\*88</sup>なお、小委員会を構成する場合は、同一の検察審査員に偏らないようにすることが望ましい。

#### イ 活動範囲

小委員会の活動範囲としては、申立書の争点の整理、証人尋問事項書の作成、公務所又は公私の団体からの報告書の内容の整理、議決書原案の作成、証人尋問などを挙げることができる。不起訴相当、不起訴不当、起訴相当、審査打切り、申立却下及び移送の議決はもとより証人の採否など、検察審査会の意思決定を要する事項について小委員会に委ねることは許されない。小委員会はいくまでも審査会議で決定した事項を執行する機関にすぎないからである。

#### ウ 事後の審査会議における承認

検察審査会事務局としては、小委員会が活動を行った場合は、事後の審査会議でその承認を得る必要がある点に留意が必要である。その承認が得られた場合には、争点整理の結果等が審査会議に報告され、審査に供されることとなる。<sup>\*89</sup>

なお、この場合であっても、検察審査会が必要と認めた場合、再度争点整理等やり直すことができることはいうまでもない。

#### 第7 検察審査員及び補充員の任期終了時における留意事項

検察審査会事務官は、検察審査員及び補充員の任期終了に当たって、次に掲げる事項について遺漏のないよう留意しなければならない。

- ① 配布した審査資料、貸与した六法等があるときは、その回収、返還を確実にすること。
- ② 任期中、関与した審査事件に関する秘密はもとより、審査会議における評議の秘密等の保持を徹底するため、会議非公開の原則の趣旨及び罰則（法44）等について、重ねて注意を喚起しておくこと。

---

\*88 小委員会は、法律的な根拠を有するものではなく、個別具体的な審査活動の場面に応じて、これを設置する必要性と合理性が認められる場合の便宜上の措置であるから、あくまで審査事件処理のためのものと解すべきである。

\*89 小委員会として証人尋問を実施するうち、途中で審査会議を構成するに足りる人数がそろったという場合には、検察審査会長の判断により、適当な段階で小委員会としての証人尋問を打ち切って審査会議を開催し、それまでに尋問が終わっていた部分については審査会議の承認を得て審査資料とした上、引き続き証人尋問を続行することも考えられる。